

平成29年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成29年9月8日 午前10時00分 開会  
午後 4時25分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋
書記	吉留瞳		

6. 会議録署名議員 2番 内野悦子 14番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**西井議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。本定例会の会期中に奈良県後期高齢者医療広域連合より、広域連合議会議員選挙の実施依頼がございました。その取扱いについて、昨日の本会議終了後に議会運営委員会が開催され、ご協議いただいておりますので運営委員長よりご報告願います。

**西井議長** 14番、西川弥三郎君。

**西川弥三郎議会運営委員長** おはようございます。奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙につきまして、広域連合議会議員に1名の欠員が生じたことに伴い、候補者の受け付けが行われた結果、候補者数が欠員数を超え、選挙実施が決定したことから昨日、本会議終了後に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて協議いたしておりますので、その内容についてご報告をいたします。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙につきましては、9月25日本会議最終日に付託議案等全ての議案の採決終了後に行います。皆様のご理解賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

**西井議長** お諮りします。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙につきましては、ただいまの運営委員長からの報告のとおり、行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井議長** ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり行うことにいたします。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

まず初めに、10番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、吉村優子君。

**吉村議員** 皆さん、おはようございます。吉村優子です。ただいま議長の許可を得まして、これより一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は2問です。1問目は、今年で6回目を迎えました夏休みの短縮についてを伺ってまいりたいと思います。

そして2問目は、お迎え型の病児保育事業についてを伺いたいと思います。

なお、これよりの質問は質問席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

**西井議長** 吉村君。

**吉村議員** それでは、質問に入らせていただきます。

まず、夏休みの短縮についてを伺ってまいります。ゆとり教育からの脱却ということで、

授業時間の確保、それから学力向上という目的で、平成24年度より6日間の夏休みの短縮がスタートいたしました。今年は土日を挟んでいますので、8月27日でこの6回目の夏休みが終わったわけですが、この6年間、夏休みの短縮をされて、その成果と、そして今後についてを伺ってまいりたいと思います。

そこで、まず、お伺いしますけれども、この2学期を早く始める夏休みの短縮につきましては、先ほど申しましたとおり、平成24年度より奈良県初ということで、鳴り物入りでスタートいたしました。今年、平成29年度、この現在におきまして、どれだけの自治体がこの夏休みの短縮を実施されているのかをまずお伺いしたいと思います。

**西井議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** おはようございます。教育部長の和田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまのご質問の件でございますが、まず葛城市では、平成24年度から夏休みを短縮し、8月26日を2学期の開始日としています。その背景といたしましては、学習指導要領の改訂による新学習課程実施に伴い、基幹教育を中心に学習内容が増加し、それに伴い、指導内容、教科書のページ数で申しますと約25%が増加し、年間総授業時数、各教科並びに道徳、外国語活動、総合的な学習、特別活動が、小学校第1学年では、それまで782時間であったものが850時間に、第2学年では840時間から910時間に、第3学年では910時間から945時間に、第4学年から第6学年は945時間から980時間に、中学校では980時間から1015時間に、それぞれの授業時数が増加するように設定されました。

夏休み短縮による授業日数の増をこの学習指導要領の改訂による授業時数増に充てるとともに、小・中学校では教科の授業日数の確保が厳しい中、各種行事等にも日数を必要とする状況にありましたので、そうした時間の確保にも充ててまいりました。

ご質問の県内の状況でございますが、現在、県内では葛城市以外の公立の小・中学校で夏休みを短縮されているところはございませんが、公立高校の一部では実施されているところがございます。また、全国的には大阪市、堺市、京都市、広島市、高松市などで夏休みの短縮を実施されているところでございます。

以上でございます。

**西井議長** 吉村君。

**吉村議員** ご答弁ありがとうございます。6年たって、葛城市だけということですが、授業時間の確保という点では、他の自治体も同じだと思うんですけども、それで、葛城市がやっている、メリットがあるなと思ったら、同じように夏休みを短縮されるはずですけども、いまだに短縮が葛城市だけということはメリットがないと受け取られているのかというふうに思いますけれども、葛城市の教育委員会では、この夏休みを短縮することのメリット、それからデメリットも含めてどのようにお考えか、お答えいただきたいと思います。

**西井議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** ただいまのご質問でございますが、夏休み短縮の児童、生徒に対するまずメリットといたしましては、9月1日より給食を実施し、全日授業をいち早く始められることにより、授業数がふえ、学習指導要領の改訂による新教育課程実施に伴い、増加した授業時数を確保

できたこと。また、行事や家庭訪問などの時間に影響を及ぼすことが少なくなってきたこと  
でございます。また一方、教員に対するメリットといたしましては、夏休み中の課題や提出  
物の整理、教材の準備などがいち早く行えるなどでございます。

一方、デメリットといたしましては、児童・生徒の体調管理、熱中症対策の必要な日数の  
ふえたことですが、今年度、エアコンの設置により一定の対策ができたものと考えていると  
ころでございます。しかしながら、中学校では中学校体育連盟のスポーツ大会の一部が8月  
下旬に実施されることから、それに参加する生徒が授業に出席できないなど、そういったこ  
とがございます。

以上でございます。

**西井議長** 吉村君。

**吉村議員** お答えありがとうございます。それから、もう1点お聞きしたいのが、当初の目的に学力  
の向上ということがありましたけれども、どのような学力の向上が見られているのかという  
こともお答えいただきたいと思います。

**西井議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 夏休みの短縮によりまして、授業日数が4日ないし5日ふえるわけでございます。ふ  
えた時間につきましては、学習指導要領の改訂による授業時数増に充てるとともに、学習指  
導要領を円滑に実施し、基礎基本の確実な定着、わかる、できる楽しさを実感させる、思考  
力、応用力、判断力、問題解決力の育成、読書力の向上を図るなど、個に応じたきめ細かな  
指導により学力の向上につなげているところでございます。

以上でございます。

**西井議長** 吉村君。

**吉村議員** ちょっとわかりにくいお答えだったんですけども、私は具体的に6年前より数字で示せ  
ば、全国的な学力テストで上昇が見られますよというお答えがあるのかなと思ってました  
が学力の向上につなげるという答弁でした。私は短縮したからといって、学力の向上につな  
がるかと言ったら、それは言えないと思います。

私、いろんな方にこの短縮についてお伺いしますけれども、例えば、小学校低学年の児童  
の保護者の方に言わせますと、炎天下での下校が心配であるということもあります。それと  
中学校、特に受験生を持つ人です。受験生本人にとりましては塾が良い、悪いは別として、  
塾に通っている方、たくさんいらっしゃるんで、夏の夏期講習を受けられているんですけれど  
も、この8月の最終週というのはその総仕上げの合宿があるということなんです。ところが、  
葛城市の生徒さんだけ、この合宿に参加できない。受験というのは葛城市内でやるわけじゃ  
ないので、県内一斉にするわけですから競争というわけじゃないですけども、すごく気にな  
ると思うんです。受験生にとって、最後のこの大事な時期に参加できないことが私はデメ  
リットであると思います。

それから先ほど、部長の答弁のデメリットの中に、スポーツ大会で欠席する生徒がいると。  
その人は公欠扱いというふうに聞いていますけれども、当然授業は受けられない。そのスポ  
ーツ大会に顧問として随行される先生がいらっしゃるんですけども、その先生のクラスに

なりますと、もう先生がいらっしやらないから自習という形になることもあるということなんです。

もう1点、私が懸念するのは、葛城市に本当にいい先生が確保できるのかなということです。私、先生の知り合いで、ちょっとこの夏休み短縮のことを聞いてみましたら、葛城市だけが1週間短いというのであれば、私は葛城市には行きたくないですということをはっきりおっしゃいました。この夏休みの短縮については、学校現場の先生方の本音の意見も本当に聞かれているのかなというふうに思います。このことについては、学校に行かれて、そういった先生方、また保護者の方々のところに何度も足を運ばれて聞かれたのかどうかということも含めて、今後この夏休みの短縮をどうなさるのかということのご意見伺っておきたいと思えます。

**西井議長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。ご質問ありがとうございます。

今、吉村議員のご質問の中に保護者の方々の意見ということでございましたが、教育委員会としてはアンケートは実施しておりません。私、ちょうどこの制度が導入されときの現役の校長でございましたので、準備段階、それから1年目、2年目という経緯も知っておりまして、私の担当した学校のみになるかもしれませんけれども、その辺の事情は十分わかっているつもりでございます。

少しお話しさせていただきますと、この制度は、平成24年から実施でございますが平成22年度に、平成24年から始めるからということで、保護者とかの意見を十分聞くようにという指示がありました。そのときは、私、新庄北小学校の校長を拝命していたわけですがけれども、そのときに新庄北小学校の保護者の方とか、それから当然所属の職員とか、そういうふうなさまざまな意見を聞いてまいりました。そのときは実際に、先ほど部長の話にもありましたように、平成24年ぐらいから今の教科書を重ねると、これくらいのもがこんなになりますよとか、時間数の数字的な話もして、保護者の方の理解を求めましたが、私が聞いた範囲、特に今、議員のご指摘は中学校の保護者の話がありましたですけども、私の場合は小学校ですけれども、小学校の場合は全くと言っていいほどございませんでした。まだかえって、保護者の方からは土曜日授業が復活しませんかという話もあったぐらいでございました。子どもの話を聞いてみますと、やはり休みが減るということで、もうふうふう文句を言っておりました。職員の方ですけれども、そのとき私が説明したのは、子どもたちの休みは減るけれども、そもそも職員にとっては勤務日でございますので、職員にとっては変化はないんだぞというようなことを説明しました。ただし、職員の方につきましては、子どもがいない勤務日と子どもがいる勤務日ということでだいぶ負担が違ふと。それと、これも私的なことになるんでしょうけれども、夏休みの後半になってくると旅行代金も安くなって、ふだんできない旅行もしていたものができなくなるという不満も出てまいりました。そういうふうな現状で2年目に入りまして、創立記念日の方を授業日といたしました。これも多分葛城市だけじゃないかなというふうに思うんです。その間に、スポーツ少年団とか、ほかの関連の理解も得るよにということで、学校現場ではそのスポーツ少年団の関係とかの話をししましたし、

教育委員会では、その県教委とか、教育研究所等の主催のさまざまな研修会をなくしてもらうように準備をされたのではないかなという事で平成24年が始まりました。

平成24年が始まって、本当にやはり校長としては暑さの方が大変心配だったわけですがけれども、私は結局、3年間実際にやらせていただきましたですがけれども、その間に、私の場合には小学校ですがけれども、保護者の方のご不満というものは耳にしたことはございませんでした。それと、職員のことですがけれども、1年目はさすがに休みが減ったということで不満があったんですがけれども、この短縮される8月中の半日を用いて休み中に出した課題の整理、それから作品の提出等に充てる時間が十分とれるということで、1年目が終わったあたりは結構、確かに気分的には1週間短くなったということではしんどかったけれども、そういうふうな作業から考えると、よくなりましたねという話を聞かせていただきました。

ですので、その後も実際にやったわけですがけれども、校長の立場からしても、先ほどの部長の答弁にもあったように、もう9月1日から給食も開始されて6時間の全面的な授業ができるということで、大変軌道に乗りやすいなど。だから、休みの間は半日だけけれども、その間に子どもたちも体ならし、教師も体ならしプラス作品の整理ということで、大変有効に使えているのではないかなというふうな感じがいたしております。

それから、いい先生の確保ができないのではないかなということですが、確かに年度末に教職員人事が行われるわけですがけれども、担当の管理主事の方は、例えば葛城市が多いとか少ないとか、香芝市が多いとかということでは教職員課の管理主事の方はわかると思うんですが、教育長にも葛城市にはこれだけの希望がありますよ、転入の希望がありますよ、転出の希望がありますよということは知らせてくれますが、ほかの郡市はどうだという知らせは全くございません。ですので、ほかの郡市と比較することはできないというお答えになると思います。

それと、8月の末に今年度、葛城市の方に入っていた先生方の研修がありまして、そのときに1学期間を過ごされての感想はいかがですかというようなことを聞いたんですがけれども、さまざまな教育設備が充実していることで、とっても喜んでおりますというお褒めの言葉をいただいた後に、やっぱり1週間短くなるんですね、これが現実なんですねという感想をいただきました。でも、そのとき、私も先ほど部長の方からも説明があったわけですが、奈良県では葛城市だけという感じになっておりますけれども、全国に目を向けてみると1週間ほど短いというのは結構ふえているんだぞという話をさせていただきました。

今年は、静岡県吉田町がむちゃくちゃ短くするという事で話題に上がっていますけれども、その吉田町の話は特例としまして、結構周りではふえているというのが実情でございます。最近も見ましたら、先ほどは紹介なかったですがけれども、和歌山市の中学校も今年から1週間短くするというお話でございました。

ですので、現在までの休みの短縮については、本当に奈良県では特異であったと、それから暑い中に行っていたというデメリットも多々あったと思うんですがけれども、今年度、おかげさまでエアコンを入れていただきまして、そういうふうな悩みの方も減っていきますので、それについては今後も続けていきたいなという感じをしております。

それと、これは私の勝手な個人的な予想なんですけれども、和歌山市の中学校がふえたというその記事に、エアコンの完備が終了したので中学校の方も1週間短くしますという文がございました。そうすると、今年度の奈良県の様子を見てますと、葛城市と同じようにエアコンを完備した市町村もございますので、そのあたりではちょっと今までと同じではなく、そういうふうな夏休み短縮という話も出てくるのではないかなというふうに、これは個人的に思います。

それから、もう一つなんですけれども、先ほど説明のあった学習指導要領の改訂ということですが、これが小学校では、平成32年から全面実施になる新学習指導要領では、また授業時間数が35時間ふえることになります。そうなってくると現行でいくと、確かに切り詰めて1つふやしたり、さまざまな方法でふやすことは当然可能なんですけれども、もうむちゃくちゃ厳しくなります。

そのあたりで葛城市の方は、ちょっと考える余裕が多いということと、それから先ほど、この夏休みの短縮が即学力の向上につながるかというご質問、ご意見もございましたですけども、学校は教科学習だけではなくて、さまざまな行事、それから学校生活全般で子どもの成長を願っているわけですので、そのあたり、教科指導以外にも使える時間に葛城市はほかよりも十分考えてきたということですので、私としてはこの夏休みの短縮はよかったなと思っております。ましてや、先ほど言いましたように指導要領も変わっていきますので、今後もこれは堅持をしたい。ちょっと前、校長会で冗談を言ってたんですけど、もうちょっと短縮を長くしようかというような話もしてございまして、それは冗談といたしまして、今、1週間ほど短くしているということは、これは葛城市として胸を張ってやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

**西井議長** 吉村君。

**吉村議員** 詳しい説明、ありがとうございました。

確かに、これから指導要領も改訂される中で、全体に夏休み短縮というのは、ふえてくるだろうと思うんですけれども、今現在のこの一番の問題は県内では葛城市だけということが問題なんです。だから、先ほど全国的に大阪市も堺市も京都市も広島市とかおっしゃいましたけれども、全部主要都市です。ということは、大阪市で短縮の夏休みしましたといたら、周りの塾ももちろんそれに合わせられますし、スポーツ大会も合わせられます。ただ奈良県は、葛城市だけが短縮だったら葛城市に合わせてくださいませんので、葛城市の子どもさんが何か不遇な扱いを受けているような、そんな印象になるんです。ですから、これから今、おっしゃったようにクーラーも設置されて県内もふえていくでしょうから、県内が全校と言わなくとも全自治体でなくても、ある程度の自治体が夏休みの短縮が実施されたら、それはそれで、今、私がデメリットと言ったところがデメリットじゃなくなる。もちろん塾も同じように合わず、スポーツ大会も合わず、それから学校の先生の確保と言いましたが、同じ条件ですから、知っている方でも同じように葛城市にも希望を出されるだろうというふうに思います。ですから夏休みの短縮を実施する自治体が多くなるのは何年先になるか

わかりませんが、それまで一度戻してはいかがですかということをおしは言わせていただきます。

これはスポーツ大会のこと言いましたけれども、例えば、スポーツの練習試合なんかでも本当に葛城市だけが参加していない練習試合もきつとあるというふうに思いますし、そうしますと、やはり8月の最終週というのは、中学校の生徒にとってはかなりこの1週間、厳しいんじゃないかなというふうには思います。こういった点も含めて、市長にもちょっとご所見伺っておきたいと思います。

**西井議長** 阿古市長。

**阿古市長** この夏休みの短縮に、まずその当時、踏み込むときのやはり考察がどうだったのかということは、やはり考えないといけないと思います。その中で、文科省自身はそのとき、そのとき、事務次官等の考え方もあるんでしょうけども、ゆとり教育と言ってみたり、いやいや、もうそれではいけないんですと言ってみたり、ゆとり教育を導入するときには、いや、ちょっと詰め込み型はあきませんよみたいな話もあつたりと、その国の文部科学省の考え方がその都度、現場に影響を受けて、非常にここ10年ぐらい見ますと色々な変化をしているというのが実情です。その中で、夏休みの短縮を導入したのが平成24年度。本来、導入するんでしたら、環境整備をまず、するべきであったのではないかと考えております。

それで本来は、例えば、義務教育の中で授業日数を確保するというのが非常に難しくなっているというのが実情なんですけども、私は教育というのは質が一番問題であるという認識を持っております。例えば授業日数が長い、授業時間が長いから、それで本来、目的とする、義務教育ですから、決して受験勉強を対象にしたものではないんですけども、生きる力をいかにつけるかということが非常に大切になってくるのかなと思います。

基本的に教育に関する部門は教育委員会がその決定権を持っておりますので、教育委員会の中でいろんな議論をしていただいて、今後、葛城市の教育のあり方として、どういう形がいいのかというのは総合的に判断をしていただきたいと思います。その1つの検討課題として夏休みの今の期間がどうあるべきなのかということも含めて、また検証していただけたらという思いでございます。私自身が教育委員会に対してこうであるということをおし上げるというのは制度上、問題があるのかなとは思いますが、そういう検証はしてくださいということをおし上げたいと思います。

以上でございます。

**西井議長** 吉村君。

**吉村議員** ありがとうございます。ぜひ検討いただきたいと思います。教育の質の話、出ましたけれども、その短縮のときの授業が本当にいい授業、先ほど言いましたように自習がかなり多いということで聞いていますので、本当に質のいい授業になっているのかということもあります。県内初や、県内唯一というのを私は否定するものでも何でもありませんけれども、今後も葛城市にはこんなメリットがありますよということも、教育関係以外でもあると思うんですけれども、それに付随する環境がどういうふうな影響を及ぼすかということも考えていただきたいと思います。ぜひまた、教育委員会の方で話し合いを持っていただきたいと思います。

と思います。

次に、2問目のお迎え型病児保育事業についてをお伺いしておきたいと思います。女性が活躍する社会と言われて、もう本当に久しいわけですがけれども、働くお母さんが珍しくなくなった昨今、その子育て世代の共働き、またひとり親世帯にとっての働きやすい環境整備が必要になってきます。そんな中で、安心して仕事に専念できる環境の1つに、子どもさんの突発的な病気に対する対応ということが挙げられます。仕事に、急に子どもさんの体調が悪くなってお迎えに上がれない、仕事の都合でお迎えに行けない保護者のかわりに市の看護師や保育士がお迎えに行き、かかりつけのお医者さんに診てもらって、その後、仕事が終わる保護者の方が迎えに来られるまでお預かりするという、そんな事業の推進を今回、提案させていただきます。これはお迎え型病児保育事業として、もう既に富山市では昨年より実施されています。

そこで、まずこの事業の対象となります葛城市におけます共働き、またひとり親世帯の世帯数についてお伺いしておきたいと思います。

**西井議長** 異保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部長の異でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまのご質問でございます。葛城市における、まずひとり親世帯でございますが、424世帯、うち母子世帯の方が384世帯、父子の方が42世帯で、これにつきましては、ひとり親世帯福祉医療費受給者として把握している中学生までの子どもを含む世帯数でございます。その中で、保育所におけるひとり親世帯につきましては、59世帯で67名の子どもたちが保育を受けております。共働き世帯数に関しましては、残念ながら把握しておりません。

以上でございます。

**西井議長** 吉村君。

**吉村議員** 共働きは、明確には数字には出ないと思いますが、自分たちの周りを見回しても、若い世帯はほとんど共働きで新興住宅街に行きますと、昼間は本当にお二人とも働かれて誰もいらっしやらないというところが現状だというふうに思います。

私が今回、提案しますお迎え型病児保育事業は、出勤後の子どもさんの急な体調の変化ということで、その対応となりますけれども、出勤前に既にもう子どもさんが熱を出しておられたりということで、どうしても預けていかなければならないというときに病児保育事業ということで、大和高田市の土庫こども診療所の協力をいただいで体制づくりは、もう既にできているというふうに思います。

そこで、この土庫こども診療所の病児保育園、ぞうさんのおうちの利用者数も含めて、葛城市の病児保育の現状についてを伺っておきたいと思います。

**西井議長** 異保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** ただいまのご質問でございますが、葛城市における病児保育につきましては、先ほど議員からご説明ありましたように、大和高田市病児保育事業の広域実施として大和高田市、香芝市、葛城市、御所市、広陵町、上牧町、王寺町、河合町、田原本町の4市4町と協定を結び、大和高田市から委託を受けた土庫こども診療所で実施しております。大和高田市

と協定を結んでいる市町村に在住の6カ月から小学校6年生までの子どもが対象で、保護者の勤務などの都合により、家庭育児、看護が困難な子どもを対象としており、平成27年6月より事業を開始され、月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時まで、利用定員1日10人の病児保育を実施しております。

病児保育を利用する場合は、事前に登録し、子どもが体調不良で保護者が仕事を休めないときに利用することになります。葛城市の病児保育登録者につきましては、平成29年7月現在で107名おられ、その利用状況としましては平成27年度につきましては、延べ利用人数60名、利用者数にしては17名でございます。平成28年度につきましては延べ利用数は126名、利用者としては27名、平成29年度7月末までの延べ利用人数としましては30名、利用者としては6名となっております。

病児保育の利用につきましては、保護者が土庫こども診療所に連れていき、診察を受けた後、病児保育所内で子どもの病状に合わせた遊びをしながら、1日過ごすこととなり、途中、医師の回診もしていただいております。預かることができる病気としましては、入院を要しない子ども、感染症、例えばインフルエンザ、おたふく風邪、水疱瘡などでございます。それと、骨折、けが等でございます。子どもが病気で家族の方が仕事などで育児や看護ができない場合に預ける施設であり、こども診療所の医師が見守る中、看護師、保育士に子どもを安心して預けるところでございます。

以上でございます。

**西井議長** 吉村君。

**吉村議員** このお迎え型病児保育事業、これ最大は安心ということになります。安心感です。安心して仕事に専念できるということ。実際に仕事が忙しい中に、お迎えに来てくださいと言われてたら、子どものことも気になりますけれども、仕事の状況がわかっている中でそこを抜けるということは、抜けるお母さんにとっても心苦しいところもかなりあると思いますので、こういう事業がありましたら帰るまで仕事に専念できるということで、ぜひこの事業の導入についてはしていただきたい。それと、働く側もそうですけれども、雇用者側からしますと、本当にきょうはこの人数で仕事をしなければいけないというときに、ぽっと抜けられるとやはり厳しいものがある。そうなりますと、小さい子どもさんを持つお母さん方の就職という、採用はちょっと控えさせていただこうかなということにもなろうかというふうに思いますので、この制度がありましたら葛城市在住のお母さんということで、在住のメリットということになろうかというふうにも思います。

この事業は、富山市は別の何か建物でというような、かなり大がかりでなさっていますけれども、葛城市としましては、健康増進課と子育て福祉課が協力されて、看護師さんや保育士さんは必要ですけれども、今ある施設を利用して余り予算をかけずに、この事業に対して実施していただきたいなという思いなんですけれども、部長の考え、それ実施するに当たって何かメリットもあるでしょうし、いろんな問題点もあるかというふうに思いますので、部長の考えをお聞きしておきたいと思います。

**西井議長** 巽保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** ただいま吉村議員からご意見いただきました。確かに、お迎え型病児保育のメリットとしましては、子どもが保育園で急に病気になり、仕事があるため迎えに行けないとき、親にかわって保育園へのお迎え、また、かかりつけ医の受診ができ、仕事を中断せず働くことができるため、保護者にとって継続して働きやすい環境となると考えられます。

しかし、反面、子どもにとっては非常に体調が悪い中、保護者以外の人と知らないところへ連れられていかれるのは不安であり、やはり心身への負担が大きく、親にとってもまた、子どもの病状、体調等がすぐに確認できないというような、ちょっと不安な要素もあるかなというふうに考えております。

また現在、公立保育所の雇用実態を考えてみますと、不足がちな看護師を雇用できるという可能性がかなり低く、また専属保育士の確保についても懸念される場所だと考えております。

以上でございます。

**西井議長** 吉村君。

**吉村議員** 保育士さんとか看護師さんの確保が難しいのは、よくわかります。先ほど子どもたちが不安になるんじゃないかということですけども、富山市でQ&Aのこれがあるんですけど、その中でも、「人見知りがとても強いのですが大丈夫ですか。」というのがあったんですけども、「はい、大丈夫です。子どもさんの素直な思いをしっかり受けとめて安心感が持てるように対応します。」と、心意気ですよ、そういうのもあります。

ただ、本当にこの難しい中で、葛城市独自でするのが大変難しいという場合は、先ほど言いました土庫こども診療所、4市4町の広域でなさっていますけれども、そこを利用して看護師さんとか保育士さんに迎えに来ていただくということもできないのかなという思いもしています。それでやったら、各市町村の補助金かかりますけれども、それで協力して、今の病児保育園の延長として考えていただいて、そういう対応もいかがかなというふうに思いますけれども、この点について市長のお考えを伺っておきたいと思っております。

**西井議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご提案をお聞きさせていただきました。まず、ちょっと調べさせていただきたいと思っております。今現在、保育所、小学校、幼稚園も含めまして、幼児の皆さんとか子どもさんが体調を崩したときに、まず保護者の方にご連絡をして、それで迎えに来てくださいというお話になっていると思っております。それで、保護者の方が病院に連れていかれる場合も、保護者の方の判断の中で、その後の対応をされるというのが今現在の状態です。

その中で、病児保育というのは今現在、土庫病院さんの方がそういうことを事業としてやっていたいただいておりますので、大和高田市を窓口として広域の中で受け皿として受けていただいているということでございます。本来、お迎え型の部分につきましても、事業所さんの方がそういうやり方を、コスト面いろいろありますのでお願いするのも1つの方法かなとも思ったりしますが、まず、そういうことをやっただく事業所さんがあろうかどうかというのが一番肝心かなと思っております。

先進地の例を示していただきました。富山市というのは、大きい市でございます、葛城

市とはもう全然自治体の規模は違うんですけども、その中で、葛城市としてどういうやり方ができるのかということも含めて、1回原課の方で、いや、これやったらこれぐらいのコストでこうなりますよというの、一応試算を出した上で、また皆さんのご意見を伺えたらなと思います。先例のことを紹介していただきましたので感謝申し上げたいと思います。

以上でございます。

**西井議長** 吉村君。

**吉村議員** 企業の成長には優秀な女性が必要というふうに言われますけれども、その中で、女性が諦めざるを得なくなるという、そういう環境というのがあります。これが特に、抜けるということも、そういう環境の中にあるんじゃないかというふうに思いますので、企業が女性活躍を支援するためにも、こういった事業の推進をぜひ考えていただきたい。

それと、きのうの質問にもありましたけれども、葛城市への転入の理由に、教育と子育ての支援ということが挙げられていました。よりよい子育てのしやすい葛城市にさせていただくためにも、ぜひ前向きに検討願いたい、そういうことをお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。

**西井議長** 吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、4番、西川朗君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、西川朗君。

**西川朗議員** 皆さん、おはようございます。私は、西川朗でございます。よろしく願いいたします。ただいま議長の許可を受けましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、2つございます。1問目は、道の駅かつらぎ周辺整備工事についてでございます。2問目は、太田・寺口地区しあわせの森公園についてでございます。

これより先は質問席にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

**西井議長** 西川君。

**西川朗議員** まず、1つ目の質問でございます。道の駅かつらぎ周辺工事についてお伺いいたします。昨年12月議会でも一般質問いたしました。今回ネット配信されるということで、改めて今までの経緯について事業内容についてお尋ねいたします。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの西川議員のご質問の方にお答えさせていただきたいと思っております。これまでの道の駅かつらぎに係る経緯、事業内容についてでございますが、道の駅かつらぎは平成24年度に事業に本格的に着手いたしまして、道の駅の定義に沿った事業計画により整備をしてまいりました。皆様もご存じかと思いますが道の駅につきましては、1つが休憩機能としての24時間無料で利用可能な駐車場及びトイレの整備、2つ目が情報発信機能としての道路情報、観光情報などの提供の施設、3つ目が地域連携機能としての文化教養や観光レクリエーションなどの地域振興施設であります。以上の要件を踏まえて施設整備を行い、昨年11月3日にオープンをいたしましたところでございます。オープン後も本年度3月末まで工事を実施しながら行っておるところでございます。今年度につきましては、地域振興棟から西側の広場を整

備する計画であり、既に工事発注を終えているところでございます。

以上でございます。

**西井議長** 西川君。

**西川朗議員** 部長の説明の中で、昨年11月3日に道の駅オープン後も本年度3月まで工事を実施されてきたということがあり、今年度は地域振興棟から西側の整備があると。工事については発注済みであるということであります。改めて、今年度発注工事についての内容をお尋ねいたします。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまの今年度の工事発注についての事業内容でございます。今年度の工事請負契約につきましては、一般競争入札、総合評価方式におきまして行いました。株式会社関鉄が請負金額1億2,180万2,400円で落札をいたしております。今年度末の完成を目指して行っておるところでございます。工事概要につきましては、道路整備工が386メートル、排水施設工が165メートル、敷地内造成工事といたしまして1万1,292立方メートルの盛り土を行います。それと、吹きつけ緑化といたしまして9,739平方メートルとなっております。予算の関係上、花や植木などの植栽は行いませんが、法面保護のためのクローバーの吹きつけを行う予定となっておりますのでございます。

以上でございます。

**西井議長** 西川君。

**西川朗議員** 部長の答弁の中で、予算の関係上、花や植木などの植栽を行わないとの答弁がありました。私は今後は、しあわせの森との兼ね合いもありますので、今後、予算要求をしていただきたいとお願いいたします。しかしながら、今回は工事が発注され、この工事が3月末で終わることですので、また今後、完成後には、市民の皆様の意見を聞いて、葛城市の花と森の里というイメージで前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、この事業は今年度で完了ということでありますので、完了後の維持管理を含めた取り組みはどのように行われるのか、答弁よろしくお願いたします。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまのご質問でございます。事業完了後の維持管理についてでございますが、整備面積3万3,000平方メートルの今後の維持管理につきましては、今、指定管理者であります株式会社道の駅かつらぎが行うこととなっております。これにつきましては、平成28年4月1日に5年間の協定を締結しておる中に含まれておるものでございます。

以上でございます。

**西井議長** 西川君。

**西川朗議員** 今後の維持管理は指定管理者である株式会社道の駅かつらぎが5年間の協定を締結していることですので、地元の私といたしましては今後、景観並びに防犯維持に関しても道の駅かつらぎ様をお願いしていきたいと思っております。しかしながら、事業完了後はこの施設は市民の皆様が大変利用されることが思われますので、今後も市民のご意見をいただきながら

公園整備及び駐車場整備などを含めて、市当局の協力もお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。太田地区と寺口地区にまたがるしあわせの森公園についての質問でございます。この公園の今年度までの事業経過及びしあわせの森公園のネーミングについてお尋ねいたします。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。ただいまの2つ目の質問になります。しあわせの森公園につきまして、事業経緯等につきましてご説明を申し上げたいと思っております。寺口・太田公園の一部につきましては、株式会社新庄商事の盛り土問題に端を発し、平成22年に当時の市長、議長が奈良県知事等に要望を行い、そこから地すべり専門家の調査や斜面に観測機器を設置し、常時監視され、平成24年に今後の対応について県、市、地元で協議する場として対策会議を設置し議論を重ねられた結果、奈良県において北側法面の排水工事及び管理用階段の設置工事を、市におきましては国の補助事業で何らかの整備ができないかを検討した結果、吸収源対策公園緑地事業で公園整備を行うこととなりました。平成26年から開発公社による先行用地買収を行い、用地の取得を行ってまいりました。平成27年度から公園の造成工事、調整池工事を、平成28年度には公園施設整備工事を行いまして、平成29年4月1日に市はしあわせの森公園という名称で供用開始を行ったところでございます。

しあわせの森公園というネーミングについてのご質問でございますが、こちらにつきましては前市長において、昨年8月に市民の方から公園の名称を公募したらどうかというようなご指示があったわけでございます。その後、いろいろと検討した結果、8月末から9月末までの間、公園名称の募集を開始いたしております。

募集案内を都市計画課窓口、公民館、図書館に設置をし、また、ホームページで募集を呼びかけたところ、インターネット等を通じた申し込みが、22種類の名称の応募があったところでございます。それらの応募の中から、最もふさわしいと思う名称の人気投票というような形をさせていただきました。それは期間的にはちょっと短かったわけでございますが、新庄庁舎、當麻庁舎、ゆうあいステーション、中央公民館で応募のあった名称にシールを張っていただいて、人気投票をさせていただいたところでございます。その結果、しあわせの森という公園に一番多く投票され、名称を決定いたしましたところでございます。ホームページにおいて、公園名称の決定の掲載をさせていただき、同じく11月の広報において決定の掲載をさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

**西井議長** 西川君。

**西川朗議員** 事業経緯及びしあわせの森公園のネーミングの説明がございました。今回、また前回と同じことを私聞いたのは、前回よりも詳しい内容が語られたように思います。その経緯は、その内容は新庄商事の盛り土問題に発したことから地すべり等、安全面の観点から、県、市、地元より協議され、県からは法面保護、国からは補助金事業、市により開発公社による用地買収、造成工事、調整池工事をを行い、公園としての整備が必要であると思われるため、吸収

源対策公園緑地事業で整備されたという説明が以前より内容がよくわかって私自身納得する面がございました。

次に、ネーミングについての説明は昨年8月より9月まで1カ月間募集され、22種類の公募の中より人気投票という形で決定されたとのこととあります。しあわせの森公園とのネーミングに対して、すばらしい名称だと私自身も思っております。しかしながら、まだしあわせの森公園の整備が整っていないという状況も思われる中、今後、維持管理を含めて計画はどのように考えておられるのか、ご返答よろしくお願いいたします。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまの維持管理を含めた今後の計画というご質問でございますが、この公園の管理でございますが、現在も職員が直接出向きまして草刈り、それから芝生広場の除草作業等々を行っておるところでございます。その後、傾斜地部分につきましては、かなり面積も広いということもございまして、基本的には都市公園の中で、大きな地区公園とか、総合公園につきましては市直営で管理を行っておるところでございます。

今後のこの計画でございますが、さきの議会等でも答弁をさせていただいておりますとおり、平成30年度からの5カ年計画で北側法面全面に彩りを取り入れた緑化植栽工事を行うべく、ただいま国に補助要望を行ったところございまして、この補助採択が出されましたら、現在工事発注いたしております道の駅の隣接として整備をする予定でございます。連携した公園らしい公園の整備を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**西井議長** 西川君。

**西川朗議員** 管理につきましては都市公園の中で、大きな地区公園とか、総合公園につきましては市側が管理であるということの説明を受けました。先ほどの道の駅の管理とは違う意味合いを認識いたしております。今後も維持管理、安全対策などについては市サイドの方でよろしく協力の旨、お願いいたします。

次に、今後の計画に対する説明についてですが、平成30年度より5年計画で北側法面に彩り緑化工事を行うべく国に補助要請されているということで選択された道の駅の多目的広場と連携され、公園らしい公園の整備に取り組みたいとの前向きな答弁、ありがとうございます。私も大いに期待するものでございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ここで、市長にお伺いいたします。先月、しあわせの森公園の維持管理及び有効利用について地元関係者との協議の会合がありました。そこで先ほど、部長の説明で北側法面についてはよくわかりましたが、今後、展望台の有効活用、整備また維持管理はどのようにお考えですか。よろしくお願いいたします。

**西井議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご質問にお答えいたします。まず議員の方は地域振興棟から西側の整備の計画と、それと、しあわせの森公園並びに北斜面の整備が主な質問内容だと思います。この道の駅の西側の工事に至りましては一旦、その工事内容を精査するために、とめたといいますか保留にしております。その中で、いろいろ検証させていただきましたんですけども、私自身の公

約自身が、道の駅に対しては新たな税金投入をしないというところの整合性といいますか、その辺がどうなのかということの検証をさせていただきました。

その中で、3万3,000平方メートルの土地の購入に、今、おっしゃっている西側のエリアの部分の土地の購入に補助金が使われている。その中で補助申請をされているので、これはとめると、かなりの市の負担が、返却等を求められますので消化できない状況になっておりました。ですから、これは現実としてとめることができないということで、今年度、事業執行をしたわけでございます。その整備につきましては、いろんなご意見というか考察を重ねました。その中で、道の駅さんとしては駐車場が不足するというので駐車場の整備が主な内容になると思います。昨今の雨の状況ですので、西側から土砂が道の駅の施設の方に流れ込んでいるという状況もございました。そういうことを勘案いたしまして、西側の整備事業に踏み込んだわけでございます。

それと、さらに上の部分、しあわせの森の公園整備につきましては、実はそれはもう完結した事業でございました。事業費を投じて整備された中で、もう上の部分の整備は終わっているんだという認識でございました。ただ、現実を見ますと、北側斜面も含めまして、当初私が議員時代に見た段切りをした土砂災害の整備事業がどうも行われていないような気もいたします。水路等の整備はされているんですけども、若干土砂は、たしか搬出というかならしをされたようには記憶しているんですけども、当初言われていた事業とはちょっと違うような気もいたしております。その辺も精査いたしまして、どうあるべきかということを考えていきたいと思っております。

ただ、今の現状におきますと、年間900万円という草刈り代金が発生いたします。10年で9,000万円、20年で1億8,000万円ぐらいのお金は、そちらに単費として市の負担するべきお金になってしまいますので、できましたら、マイナスの部分何かプラスにかえれないのかということで原課の方がいろんな考察を重ねていただきまして、観光名所になるような植栽ができないのかということを検討した結果、平成30年度に補助申請をするという結論に至ったわけではございますが、果たして今の昨今の雨の降り方を見ておきますと、今の本当にあのエリアの土砂というのが流れ出ないのかというのは非常に、当初から危惧はしておったんですけども、今の完成したもので果たして大丈夫なのかというのも、やはりこれから検証をしていかないといけないのかなと思っております。ご意見いただいておりますので、その辺の調査、検証、なぜああいう形になってしまったのかを含めましてしていきたいと思っております。

以上でございます。

**西井議長** 西川君。

**西川朗議員** ありがとうございます。前向きなご検討ありがとうございました。私も太田大字に住む人間で、あの辺の地域のことは、市民の方々、また太田大字の皆様からいろんなご意見をいただいております。だから、ここで改めて市長の方に訴えたいという気持ちで質問させていただきました。それで、あの地域は大事なところやという市長のご所見もいただき、今後、前向きに進めていきたいと思っておりますので、協力よろしく願いして私の一般質問を終わらせて

いただきます。どうもありがとうございました。

**西井議長** 西川朗君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午後 1時03分

**増田副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしく願いをいたします。

報道関係から撮影の申し出が出ております。

お諮りをいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田副議長** 異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定をいたしました。

9番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、藤井本浩君。

**藤井本議員** それでは、私の一般質問は、今、葛城市で大きな問題となっております子どもたちの学校給食の問題について、いわゆる異物混入から始まって、その委託業者を変更に至ったと、こういった経緯、またその給食行政、市の取扱いについてを質問させていただきます。

この1点でございますけども、かなり時間がかかるであろうかと思えます、私も簡潔に述べますけども、答弁の方も簡潔にさせていただきますようお願いをいたします。

質問は、質問席から行います。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** それでは、質問に入らせていただきます前に、私、この開会の初日に提案されました葛城市の給食に関係ある、いわゆる委託業者が変更になったと。変更になったために食器とか備品、また消耗品を購入しなければならないということで、約880万円の補正予算ということの質疑の中で3点をさせていただきました。この3点についてお答えがきちっともらえてない部分もございますので、この3点について、まずその復習といいますか、もう一回戻って私の方からお話をさせていただいて、そして、もらっていないお答えをもらいたいなど、このように思っております。

まず今般、いろんな経緯があって小・中学校の給食のご飯を委託する会社が大阪の八尾市の会社になったと、こういうことでございます。この八尾市の会社が、まずどういう会社かということをお尋ねをいたしました。

どういう聞き方であったかという、給食というのは日本では学校給食法というのがあって、それに基づいて各都道府県にそれを遵守するように、また、食材の確保、安全な食材の提供とをするために学校給食会というものが各都道府県に置かれています。奈良県にも学校給食会というのが県庁の中にございます。今までこの葛城市、當麻町の時代、また新庄町の時代から、この学校給食会の条件をクリアした指定業者さんで調理を行ってもらったと、パンとかご飯ですね。今度、大阪の業者さんは、これについてはどうですかという質問に対し

ては、学校給食会の指定業者さんではないと。しかし、いろんところで資格も持って頑張っておられるというご答弁がございました。

2つ目は何を聞いたかという、この業者さんを決めるのに選択するのに、なぜ入札の方式をとらなかったのかと。この会社は、いわゆる弁当形式の給食屋さんだと、こういうふうな答えがございました。デリバリーの形ですよね。お届けする弁当屋さん。こういう業者さんというのは大阪にはそれぞれたくさんある。この今、葛城市が9月から取引をしているその業者さんと取引をされている地元の八尾市とか松原市では、提案型の入札方式をとられたじゃないですか。競争原理というものを働かせたじゃないですか。これについては葛城市の思いに合致するところがここしかなかったと、こういうお答えがございました。この間は質疑でございましたのでそれ以上は言わなかったですけども、やはりなぜ競争原理を働かせなかったか。そういうふうなことでやっていくと、条件さえつけば全て随意契約になってしまう。この給食だけにかかわらずです。このことは今後の課題と、答弁の方でそういったことも、これからについては検討してまいるといふ答弁もいただきました。

3番目がお答えをいただかなかったところでございます。それは何かというと、今、申し上げているように、この補正予算に出てきたこの根本となるのは八尾市にございます業者さんとの契約書ですよね。これを8月23日に交わされていると。この中に、もう細かいことは述べませんが、一番最後に材料、何をを使うんですかという協定書まで交わされているわけです。この協定書を読みますと米を何使うかと、こういうことです。奈良県産と書いてある。奈良県産、読み方としては、ひのひかりとしか読めないんですけども、いわゆる地名で日光という地名ありますけども、「日光」と書いて、中に「の」、「日」書いて平仮名の「の」書いて「光」、「日の光」と、こういう銘柄の米を使うんだと、こういう協定書でございます。こんな銘柄の米はないやろ、どないなってんねん。ここにこの相手先のいわゆる葛城市が立派やという会社と市長名の判がつかれている。かつ本来でいうと、米の場合はその銘柄と、例えばきのうの奈良新聞にも載ってましたけども、今もう地域によっては新しい新米ができてきて、その等級審査をされている。1級、2級、3級、規格外、そういうふうなことも載ってない。名前もわからないなら等級もわからない。そして、本来であると流通してるのは新米、古米とか言いますが、普通で考えると平成26年度米とか平成27年度、平成28年度、新しいものであるならば平成28年度と、こういうことになるんでしょうけどもそんなことも載ってない。そんな協定書で判を押されて、それで、1キログラム309円、どっからこの数字が出てきたのかという質問をさせていただいたわけです。これについては、私は何らかのミスであろうと、ミスプリントですと言われるのか、何らかの間違いがあったのであろうかとは思って質問をさせてもらったけども、そのときにはそういうお答えじゃなくて、時間をいただいて確認をするというお答えでございました。

まず1点目、9月5日の話になりますけども、そのことについて宿題として残っておりますのでこのご答弁をいただきたいと思っております。

**増田副議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご指摘いただきました奈良県産米の正式表記の件についてでございます。調査の結果、誤りで片仮名の表記が正式表記でございました。既に正式表記の方に訂正をさせていただきますまして、また、9月1日からは正しい米飯の表示もされておるところでございます。藤井本議員様には、ご指摘をいただきましたことに厚くお礼を申し上げますとともに、事務担当者として、あつてはならないことを起こしてしまい、そのことに対しまして深くおわびを申し上げます。申しわけございません。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 誤りであったと、深くおわびをしたいと、私に謝ってもらわなくてもいいですけども、事務の誤りだと、こういうお答えでございました。この質問を5日の日にしていると、今回からネット中継がされてるんですね。やっぱりネット中継というのはすごいなと思いました。私はその質問をするのを見られた方であろうかと思えますけども、2件の電話がございました。

2件のお電話が、1つは何かと。そんな間違いすることはあり得ないと。葛城市もおかしいけども、相手のその業者さんも判押してる。業者さんはプロやろ。そんな日の光、何遍も言いますけど「日光」と書いて真ん中に「の」と書く「日の光」、そんなとこに協定をするような業者さん、大丈夫ですかと、こういうお問い合わせもございました。私はそのとき、人間のことでですから間違いもございますというようなお答えをしておきましたけども、あつてはならんことで普通に考えたらあり得ませんと。1つの電話はそのようにお答えをしました。

2つ目の電話は何かというと、これは誰かがその方におっしゃられたと思うんですけども、米に詳しい関係者の方から電話をいただいた。この漢字の「日の光」という銘柄の米はありますで。だから、それは正しい書類でしょう。こういうお電話をいただきました。それで私は、その方にお聞きすると、漢字の「日の光」とは何ですかと。一般に言う、流通されている片仮名の「ヒノヒカリ」ではなくて、いわゆる農家さんから直接納入するようなのを、そういう類いではある米です。私はその方から電話いただいても、そんなことを確認する時間もないし、しかし、言ってみると、じゃあ今、教育部長が言われた片仮名の「ヒノヒカリ」、流通される「ヒノヒカリ」の間違いでしたとこうおっしゃった。そうであれば、その場合はなぜ、先ほどから申し上げているように、等級というのは必ず表示しなければならない。それがあつて、また何年度米とかいうのがあつて、それで、金額というのが決まるんです。私もちょっと勉強もさせてもらったけども、そこら、どうなっているのか。それでいくと、お電話いただいた「日の光」は、これだけ見ると約2カ月間だけ使えますと。これであれば、つじつまが合うわけです。この「日の光」、そういう類いの米はいわゆる検査にも出さない。未検査米というらしいですけども、品質が悪いとか良いとか別にしても。

もう一度確認だけしときます。本当の「ヒノヒカリ」なのか、何等級でいつ買って、そういうちゃんとした米は、いわゆるJAを通じて送られている。これはもう鉄則やと思います。個人で買う米と違います。学校給食というかなり大量の米やから。そこに間違いがないかと、間違いないとさえ答えてもらったら次の質問に行きます。JAを通じて奈良県の給食会で使

っている、いわゆる1等級の米で、それと一緒にの米であることを確認してまずと答えてもらえば次に参りたいと思いますけども、わからないのであれば、もう答弁は結構です。

**増田副議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** ただいまのご質問でございますが、先ほどの訂正内容の方でございますが、奈良県産新米1等ヒノヒカリ100%ということで、表記を変えさせていただいております。納入業者さんへの米穀の供給会社の方でございますが、奈良県農協から仕入れていただくというルートになっております。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** だから、余計な時間を使いましたけども、それだったらそれで初日に、私は同じ質問をしているのでそのように答えてくれたら、もう済む話じゃないですか。しかしそれを、確認させてもらいます、このようにおっしゃるから、何ぼでも話というのは膨らむわけですよ。今のように答えてもらってれば、もうそれで済む話やった。ただし、市長、副市長、教育長、また部長、こう皆そろっておられて、こういう協定書を結ばれている。そら、見過ごしたというたら見過ごしたですけども、人間に間違いがありますやんかというたら、それまでか知らないけども、これから安心・安全を追求していくんだと、奈良県ではもう該当する業者がないので大阪の業者と契約をすると、そこまで言っている方たちがこんな単純な間違いをしてくれはったらね。「すいませんでした、誤りです。」、今後気をつけていただくように。もう少し話もさせてもらいたいと思いますけど、これはまた該当の常任委員会の方でもお話し出てくるだろうと思います。

私の方で、次に進んでまいりたいと思います。

**増田副議長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。藤井本議員からご質問といいますが、こちらにもお話がございましたので、改めて当時の状況をご説明させていただきたいと存じます。

正直申し上げまして私たちも事務処理としてはあってはならないミスだと思っておりますが、そのことについて、この議場でご指摘いただいたことについて確認ができなかったと言ったことをもって、じゃあ、ご確認をするので時間をいただきたいと、そういうご説明でございました。

それから、これの取引相手でございますそのD社ですね。ここが悪意を持って、何か不適切な取引があってはいけないというご心配をいただいて、さまざまご意見、言っていることに非常に感謝をいたしますが、あわせて申し上げますと、これ本当はミスはミスでございますが、法律上、民法の中で、これも協定書という名前でございますが契約でございます。契約の中で、お互いが確かに頭の中では奈良県産ヒノヒカリだと思っていたと。実際にそのヒノヒカリが、幸いにというか当然、誠実な取引をしていただいている中で現物は納められております。

これについて、もし相手方が悪意を持って、これは日の光という漢字の日の光、これ違うものなんだということをそのまま納入された場合には、これは民法上の錯誤、第95条にご

いますが、いわゆるその表示の錯誤ということで、これは契約を取り交わした内容と違うものなんだよということで、その契約は無効とする取扱いもございますが、いずれにいたしましても、幸いにしてお互い誠実に取引をしようという中で、そのものが実際には納入がされておって、そのことを確認する、あるいは将来にわたっての紛争を回避するための契約書としての表記が誤っておった。これは事実でございますので、それについては事務担当者として、もともとあつてはならない事務処理を、これ、ひいてはこういうことばかりしておりますと、その行政の信頼性にもかかわる話ですので、そういったところについて、みずからのその事務処理についての誤りを謝ったと、そういった経緯でございまして、まさに時系列で日々進んでいる中でわかったことでございますので、そのあたり、ご理解をいただいてご容赦いただきたいと思ひます。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** この件はもうそれで、また話をしてもらったらいいいということ言っているにもかかわらず、改めて答弁された。そうおっしゃるのであれば、すでに契約をされてるわけですので契約したときに、学校給食は1級と決まっているので、間違いないということをそのときに言えば確認するとかしないとかというレベルじゃなくて、決まっているのでそのときに答えてほしかったと私は言ってるんです。間違いは間違いでいいじゃないですか。しかし契約をしてから確認するのはおかしい話です。

次、行きます。これは5日のときの続きの話ということでございますので、今回はこの学校給食、いわゆるこういうふうなことになっていったという経緯も含めまして、そのことをお尋ねをさせていただきたいというふうに思ひます。数多くを出しておりますので必要なことはもちろん言っていたかなければならないですけども、私も端的に申し上げますから端的にお答えをいただきたいと、このように思ひます。

まず、お話をする中で、余りその業者さんの名前をどこどこ株式会社、こういうのも迷惑かける場合もありますので、一定の取り決めをしたいというふうに思ひます。従来、葛城市の方でパン、またご飯をつくっていただいていた業者さん、これを通告にも書かせていただきましたけどもA社さん、A社さんのいわゆる問題により奈良県の業者さんに5月から変更した。パンの会社、これをBとします。米飯の会社、これを奈良県の会社をCとします。

この2学期から今、お話に出てる大阪の会社、これをDという形で話というものを進めてまいりたいと思ひますので、私も、もうぱっとこう出てしまうことがあるかわからないですけども、これをルールとしていきたいというふうに思ひます。

まず、わかっておられない方、おられるかと思ひますので、今年度こうなっている給食業者、委託業者の変更の状況ということについて簡単に説明をいただきたいと思ひます。

**増田副議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 今年度、給食委託業者の変更の状況というご質問でございますが、本年度も引き続きA社にて学校給食の主食でございますパン食と米飯を委託いたしました。去る4月24日に新庄中学校におきまして米飯給食内に金属片、ボルトナットのいわゆるナット部分でござい

ますが、ナットの1センチメートル角、厚さ2ミリメートル程度が発見され、全校で米飯の即時中止を行い、A社のパンと米飯委託を当面の間、停止ということにさせていただきました。その後、公益財団法人奈良県給食会の協力で、給食会指定の業者の中から緊急対応といたしましてパンはB社、米飯はC社に委託することに決定、5月8日からは配食を開始いたしました。B社、C社への委託は基本的に1学期中として、2学期からは安心・安全を求め、食品衛生の国際基準ISO22000を取得しているD社に委託することに決定いたしました。このD社には、PTA代表の方々、教育委員代表、小・中学校校長代表の方々などで構成する学校給食運営委員協議会の委員の皆様にも工場視察を行っていただきましたが、従業員390名、1日3万食の配食が可能で、既に大阪府内の幼稚園、小・中学校や高等学校にも給食を配食する実績のある業者でございます。ただし、D社はパンの製造を行っていないため、パンは引き続きB社に委託することになったものでございます。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今のその葛城市の給食の流れというものについてお示しをいただきました。葛城市内の業者A社は、この4月までパンもご飯もやっていたと。しかし、金属片の異物混入というのがあったと。それで、委託しなくなった。パンは県の給食会を通じてB社、コメの方はC社に変更したということですね。しかし、両方とも今度はかえようと、一時的な緊急措置だったのでD社というものを2学期からするようになったと。しかし、パンだけはここやられてないんで、パンはそのまま、まだやってますよと、こういうことですね。

続いて、順序立てて、ここまで来たということをお話進めていきたいと思います。まずA社さん。4月の後半だと思います、24日でしたか。いわゆる米を流す機械の中のナットが外れて、それがご飯の中に入ったと。それで、緊急にもう納入を停止したと、これはこれでよかったし、議会の方でもそれはそれで納得をしておるところでございます。

ここでお尋ねしたいのは、そこからこのA社さんというのは葛城市だけではなく、ほかの奈良県の各市町村にも納入されているわけですよ。この事態を葛城市は新聞報道された。こういうことでございますので新聞報道されるのも1つの手であると思います。ではほかの市町村の対応というのはどういうものであったのか、お示ししたいと思います。

**増田副議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** ただいまのご質問ですが、まず新聞報道の中には会社名というのは入っておりませんでしたので、それだけは報告させといていただきます。

それでは、このA社に対します他の市町村の対応というところでございますが、A社の方でパン、米飯納入していただいておりますが、平成26年度ごろから異物混入事案が頻発しておったという状況でございました。そうした中で、今回、この4月24日の事案が発生時に原因の方が判明いたしました。原因が判明しただけでは再開は難しいというようなことも判断したところでございます。本市といたしまして、1学期中のA社からの配食を停止措置として最大限の安心・安全な給食の提供を求めることから、2学期までに結論を出すということで納入の方を停止させていただいたということでございます。本市と同様に、A社から

米飯を配食している三宅町では事案発生後、2週間程度米飯の配食を停止し、その後はA社で再開されている状況でございます。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 葛城市はもうストップしたと。部長は三宅町のお話だけをされましたが私が聞き及んでるのは、香芝市の方にも納入されている。香芝市の方も、そのまま納入は続いているわけですね。私はちょっと不思議やなと思ったのは、この事態が起こったのは4月なんです。6月から新たに大和高田市が給食を開始され納入されてるのがこのA社です。

この葛城市と他市と、なぜこのぐらいの差があるのかということです。これは言っていることわかりますか。事態は同じ事態が起こっていると、新聞にも載った。しかし、新たに大和高田市はその翌々月から納入を開始されている。どういう考え方の違いというものがあるのか、なければもう市町村の判断だという答弁で構わないですけども、どう思われているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

**増田副議長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。私、昨年12月に教育長に就任させていただいて以来、教育長の仕事として一番最初に当たった問題がこの給食の問題でございます。現在、話題になっております新庄中学への金属片の混入ではなく、その前に昨年5月に起こった問題で、市のPTA連合会の方からさまざまな要求が来ていました。それからもう一つは、私も3年前まで、この葛城市の方で校長をしておりまして、その当時からさまざまな問題が起こっており、それがうまく解決できていなかったというのが実情でございます。

ですから、今回のナットの混入だけの問題でしたら、それを取り上げて今のようなことをするのは、それはもう当然むちゃな話だと思います。だから、大和高田市の方、私、直接伺ったことはありませんけれども、大和高田市とかはさまざまな調査をされて実績でいかれたと思いますが、葛城市の場合は今の事案だけじゃなく、それまでのさまざまなこと、そのときの業者の対応、また保護者の考え方、そんなことをどうにかして払拭したい。これはそもそも私が教育長に就任させていただいたときの考えでもあるわけですが、確かに今の葛城市の給食の実情は、ある意味では異常、異常といったら、また言葉はおかしいとは思いますが、そもそも食育が求めている給食からはちょっと離れている状況ではないかなというふうに思います。

そこで、先ほども部長から答弁があったと思いますが、教育委員会が求めたのは、まずは安心ということでHACCP（ハサップ）とかISOというような国際基準を選択したわけでございます。それがあから、前の議会のときに入札のことについてのご質問いただきましたけれども、そういうのを1学期間のこの期間の間にそういうもの、国際基準、それで安心を与えるために探すためには、そこしかなかったというようなことで今の事態に至っているわけでございます。

ですから、これは県の教育委員会からも、これ指摘を受けました。同じところから入れて、何でおまえところばかり問題が起こるのやと、これが今の葛城市の異常な状態だと思います。

す。それをもとに戻したい。それが私の一番の考えでございまして、これはまた違う話になりますけれども、学級がうまくいっていない担任に、保護者の方に帰ったら、きょう学校でいらんことなかったかと聞かすのか、きょう学校で何か楽しいことあったかと、こう聞いてもらうことによって、子どもの考えが変わると思います。給食も同じで、帰るなり保護者の方から、またきょう、給食に何か入ったのか、こう聞かれる給食にするか、きょうは給食、どうやった、おいしかったかとか聞いてもらうのと大きく違うと思うんです。今後、そういうふうなところにも力を入れていきたい。そのためには、もう安全・安心が冠、我々求めたのは冠なんですけれども、それで保護者の方にも安心していただく、そういうふうな狙いでやっておりますので他の郡市と対応が違ったと、そういうふうと考えております。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、教育長の方の答弁、さすがこの葛城市で小学校の教育に長く携われてこられた、また、新庄小学校の校長を最後に、今、教育長をされている。この町のこともよく存じてきていただいている方のご意見やなと思います。今、本当に葛城市そのものが異常やという言葉をおっしゃった。私はそのとおoryやと思うんです。これは誰が悪いのかと。私は子どもたちが悪いと思わない。やっぱり周りの大人です、先生も含めてそういうふうにしてきた。県の方からも葛城市、おまえとこ異常やぞと言われている。半分冗談というか、れっきとした会議の中で言われた言葉じゃないかもわからないけど、言われてますと、今ここでおっしゃった。私はそのとおoryやと思うんです。それを直していく、これは当然のことやと思います。よくそこまで言っていた。まず、それが根底にあって、次の話に入りたいというふうに思います。

平成26年当時のことでございます。当時、私の子ども、下の子が中学校に入るか入らないかぐらいから、こういうふうな異物混入問題が出てまいりました。初めの間は気にもとめずにしていましたが、だんだんとふえてくる。これは問題やと。その中で、私が一番問題であると思ったのは、傷テープというんですか、バンドエイドが入ったと、こういうことが発生しました。これは結論からいうと、今、葛城市の保護者の方においても、こういうこともありましたよねと言われる方が多いです。私はこのときに、このA社さんに怒りに行きました。なんちゅうことしてんねんと。小学校区でいう同じ校区でもございますし、距離的にも身近でございますので怒りに行った。絶対にうちではないですよということを言われてました。この件については教育委員会の方とも話をしている。例えば指に巻いてあるやつがそのまま落ちたような状況じゃなくって、何か折りたたんでたと、このように聞いておるところでございますけれども、これの結末というのが、私は市民に知らされていないのではないかなと。と。バンドエイドが入っていたというところ辺でと情報がとまっているのではないかと思います。このことについてどうであったのか、きちっとこの際のことですから、これはどういうことであったのかというのを説明をいただきたいと思います。私は、今までの異物混入の中でこれが一番あかんと思っております。

**増田副議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** バンドエイド混入の経緯でございますが、昨年3月、給食配膳中に白鳳中学校の米飯のおひつの中の落とし紙をめくると、折りたたんだバンドエイドが米飯の上に乗っていたという事案がございました。状況から見るとバンドエイドは炊き込まれたものではなく、明らかに炊飯後から配膳までの間に混入されたものでございましたので、バンドエイドの周囲を除去し、給食は通常どおり行いました。炊飯から配膳までのどの過程で混入したものは、その後の調査でも判明しないため、A社及び学校と検討会議を重ねた結果、教育上の観点からも犯人捜しのようなことはせず、これまでのA社による異物混入とは意味が違うという認識をしていました。そうしたことから、まず配食、配送時は複数人で作業確認をし、複数作業の徹底を行う。後にA社では監視カメラを設置されました。

2つ目といたしまして、学校職員と受け渡しを確認する。鍵の施錠の再確認の徹底をする。3点目といたしまして、配膳室から教室及び教室内の配膳時においても、職員監視のもと、複数行動の強化を図る。こういったことの対応策を講じることにいたしました。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 淡々とお答えをいただきましたけども、これは結局はどうであったのかということをもう少しきちっとお示しをするべきやろうというふうに思います。結論から言うと、わからないまま犯人捜しはやめようということ、ある程度のところで保留にしていると、こういうことですね。私は先ほど申し上げたように、このA社さんにはこのときぐらいから怒りに行くようになりました。A社さんがおっしゃってるのは、そんなん折りたたんで入れるということ、まずないし、DNA検査をやってくださいと、教育委員会に言うたけれども、やってもらえなかったと。やっぱり犯人捜しというのじゃないですけども解決をしてもらいたいと、こういうことをおっしゃってました。なぜ宙ぶらりんのまま置かれたのか、私は、これは1つの反省点であろうかというふうに思っております。時間の関係もあるから、これが答えがわからないまま現在に来ているということでもいいですね。違うのであれば、また教えてください。

それで、4月の何日かにこのA社からの納入を禁止にして納入をとめられた。私、この辺のところを教育委員会さんの議事録をずっと読ませていただきました。5月になって、教育委員会さんの中の議事録を読んでも、こんなバンドエイド以上のものが混入されてるじゃないですか。これも保留にしたままである。多分この議会の皆も知らないと思います。読んでみると、これは確かめてないから具体的には言わないけども、給食センターでつくられたものの中に、学校に運ばれたものの中にバンドエイドやナットどころのものと違うものが入ってる。それさえも保留にされている。これが今の葛城市の行政や。きちっと報告しないで今日まで来ている。市長、首振ってはるけど教育委員会の議事録に載っていますから。市長は何でも包み隠さんとガラス張りと言われてる。だから現に議事録に載っています。そういうふうなこともあってこのA社さんでは平成26年から、平成26年には何件、平成27年には何件、平成28年には何件の異物混入がありましたということを新聞に報道されました。ここで、これはよしとしても、先ほどのバンドエイド、答えというのはまだわかってないとい

うニュアンスだった。そんなことも入れてこの新聞、発表したのかどうかお答えください。

**増田副議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 先ほど申しましたように、炊飯から配膳までのどの過程で混入したものか、その後の調査でも判明しておりませんので、この数字の中には入っております。

**増田副議長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** バンドエイドの混入のところで触れていただきましたけれども、これ学校現場で本当に犯人捜しというんですか、そこが一番学校としてもつらいところでございます。炊飯とかつくっているところが、ここで明確にわかったときはその追及で済むんですけれども、先ほど部長の話もありましたように、私、この当時はいなかったんですけれども、3月時点の話で製造のところを調べたけれども、これは入ってなかった。入る余地がない。それもわかったし、要は炊き込まれたという状態でもないというようなことは、おそらく学校に着いてから子どもたちの口に入るまでに入ったんだろうというようなことだろうと思っております。だから、そういう問題につきましては、議員ご指摘のことだけじゃなくって、もっと起こっていると思うんです。そこで、いろんな検査までしておまえが犯人やろう、そこまで見つけることは現在、学校ではしていないというのが実情でございます。だから、実際、私が来ても問題も起こっております。起こっておりますが、そこは学校の判断として犯人捜しはしていない、ちょっと様子を見せてくれというようなことで来ているというのが実情でございますので、その辺は学校を信じていただきたいと思えますし、それを了承した教育委員会としての考えだというようなことでご理解いただければなというふうに考えております。

**増田副議長** 松山副市長。

**松山副市長** 先ほど議員の方から報道の件について言及がございました。ここは大事な話ですので正確に申し上げたいと思います。読売新聞の方からの記事が出ておりますが、こちらにつきましては、もともと今議会に提案をいたします議案につきまして8月28日に定例記者会見をしております。その中に予算案を初めといたしまして、今回の給食の納入に関して専決処分の報告も入っておりますので、その内容について、後ほど教育委員会の方に取材があったわけでございます。そのときに教育委員会の方は、正確に事態を申し上げておりますのでこのバンドエイドの件につきましては、これがA社のことであるというふうな説明はしておりませんが、そのあたりも含めて少し混同された記事をお書きになりましたので、これにつきましては事実ではないということを取材をなさいました記者にはご連絡をするとともに、訂正を申し入れはいたしておりますが訂正報は出ていないと、それが現在の状況でございます。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** この読売新聞さんには何年に何件、何年に何件と3年にわたって件数まで表示された。これについてはA社さんだけのものも、そうでないものも、それを読売新聞社が勝手に載せたという答弁でした。誰がどうしゃべったのか知りませんが教育部長は原因がわからない混入事件もその件数として新聞報道に載っていると答弁された。読売新聞が勝手に載せましたと言われても、それは私は、誰かが言わないとちょっと今のは言いわけにしか聞こえないよ

うに思います。

次に参りたいと思います。今回、この学校給食というのは冒頭に申し上げたように、県の方の学校給食会というのを相談しながら、学校給食のことを進めていくというのが各市町とも常識であろうかと思えますけども、葛城市はこの2学期から大阪の業者さんになったことも踏まえて、学校給食会と話をされ、いわゆる助言的なもの、またアドバイス等もあったらうと思います。そのための学校給食会ですから、そのことについてご答弁を求めておきたいと思えます。

**増田副議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 奈良県学校給食会のご質問でございますが、A社に対しては改めて学校給食会から今回の事案については指導すること、また、葛城市の協議の方でございますが、業者を変更するのであれば、選定に当たっては最終的には葛城市が決めることではあるが、できれば県内の学校給食会指定業者でお願いしたいとの意見もいただきましたが、葛城市の求める安心・安全の追求から県内指定工場ではHACCP（ハサップ）やISO22000など、国際衛生基準の認証や本市の求めます配食量、配食距離、それから、あと食器の洗浄、消毒、そういった配食システムに対応できる業者がなかったことから、葛城市の考えで進めることもやむなしと、そういったご意見もいただいていた。また極力奈良県産米を使用することなどの指導をいただきました。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 奈良県の県給食会は、なるべくなら奈良県の業者さんでしなさいという助言をいただいたけども、葛城市の考え方としては、それに見合う業者さんは奈良県にはないという理由で了解を得たと、こういうことですね。そしたら、奈良県の給食会からこのご飯については奈良県の給食会とは関係がなくなるわけですね。物資の供給、いわゆる材料の供給等、相談業務等は、それは受けてもらえるかわからないですけども、この辺のデメリットということについてはあるかというふうに思います。

私のわかってる限りを先に述べたいと思いますので、その件について、どうお考えかということをお答えいただきたいというふうに思います。学校の給食の米というのは、普通の米と違ってビタミン強化米ということで子どもたちの栄養分を高めている。かつ奈良県の場合、どこの業者さんが使ってる米も、先ほどから出てますヒノヒカリの最上級、1等級のものを使われている、一番新しいものを使っていると。そこにビタミン強化米というものが含まれてるわけです。まず、D社はこのビタミン強化米が含まれてるのかどうか、栄養が高い米が奈良県のほかの子どもたちは食べてるわけですけども、今度、かわることによってどうなんのかということについてお尋ねをしときたい。

2点目、給食会に入ることによって、例えば何かあったときに給食会の方で、例えば葛城市に納入している業者さんに何かあつてつくれなくなったといったときに、相互協定というものも持っております。これは今までからそういうのは運用されてるわけですけども、そういうことがあり得るのかどうか。

3つ目、まず、遠くなることで運賃は上がるのは当然ですけども、ほかにも金額的に高くなると、こういう認識でいてるわけですけども、この3つについていわゆる栄養、それと、支援する協定みたいなもの、お互いに助け合うと、3つ目、お金の問題です。この辺にもう限定しますのでこの3つをご答弁求めておきたいと思います。

**増田副議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 3点、ご質問いただきました。まず1点目のビタミン米の件でございますが、今回納入されております米は、いわゆる強化米を使っておりません。不足するビタミンのほうでございますが、今後、副食、いわゆるおかずの方で補っていくということになります。

次に、安定供給がなされるかというところでございますが、D社への米の納入業者も大手の米穀店でございまして、供給は可能であると考えているところでございます。また、D社のグループ企業の方にもそういった協定を結んでおられますので、こういった安定供給というのは可能であるというふうに考えておるところでございます。

次に、金額が上がるのではないかとということでございますが、まず今回、米飯の方は無洗米を使うということで、単価が今現在293円、これが1キログラム当たりでございますが、309円に単価の方が上がってまいります。また、加工賃の方でございますが、現在1食当たり38円が40円に変わるということでございます。学校給食法の中でも保護者の皆様にご負担いただきます給食費の方でございますが、原材料費は保護者の方に負担いただくということになっておりますが、少なくとも今年度はこのまま給食費には値上げせず、そのままいく予定でございます。ただ、来年度以降どうするかにつきましては、今後、来年度の予算編成までにそういった基本的な方針を出して、また検討させていただけたらというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 時間もうないですけど、パンのことについてお聞きしておきたいと思います。まだパンは奈良県のB社を利用されてると。これは一時的なことなので、私が思ってるのは、もうこの1年間で、いわゆる3月でこのB社は終わるのであると思っておりますけども、まずそのお答えをお願いします。また、パンを以前、納入されてたA社さんは朝、1時、2時から起きられて、いわゆる朝焼きというのを、当日焼きというものをされてたわけですが、異物が、いろんなことが出てきたので、前日焼きにさせてもらいたい、こういうご依頼があったであろうかと思えます。しかし当日焼きでお願いをしたいというふうに葛城市の方から言われて、前日焼きにして異物の方のいわゆる検査をふやしていきたいという中から、なぜ異物がこんだけ言われてるのに前日焼きを認めなかったのか。今、B社でパンを焼いてもらっているが、これは当日焼きなのか、いわゆる前日に焼かれているのか。このことだけちょっと触れておきたいと思います。

**増田副議長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 先ほどのご質問の前の話にもなるんですけどもビタミン米のところ、県の学校給食会で葛城市でかえるということにしたときに、給食会の方で一番心配されたのは、当然奈良

県以外には給食会からお米は持っていきませんということでした。ですから、そのルートはバツになったわけです。今度、会社をD社にかえたときに、そこのお米、これは大変心配しておりました。ところが、D社と取引のある仮にE社としますと、E社がコメの納入業者なんですけれども、これはそのそのD社以上の、ISO以上のFSSCだったと思うんですけれども、そういうふうな認証を受けているすごい業者で、県の学校給食会の方に求めておりますさまざま検査の方も、かえって県の給食会以上にやっているようなところでしたので、一安心している状況でございます。これが1点目です。

それから2点目、パン、今、B社の方でこうやってますけれども、これはBがいいから残したのではなくって、ここのパンの材料の脱脂粉乳が、もう今年の11月に予約して葛城市の分をストックしていただいている分で、それを消化しないと県としてもどうしようもないという答えでしたので、今、残しているという状況でございますので、これは、あくまでも3月までの話でございます。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** その朝焼きの話です。朝焼きをやめて検査の時間をもちたいというご依頼があつて、それについての答弁ないですね。

**増田副議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 朝焼きの件でございますが、もともと合併前の旧2町ともA社にパンの委託は行っておりまして、パンの朝焼きについては、もともと當麻地区だけであったものを合併をきっかけに市全域の朝焼きの実施に協力を願ったところでございます。

今回、このB社につきましては、前日焼きのパンを提供していただいております。またA社さんの方から、この朝焼きの件について非常に負担がかかるといったご相談もございました。もともと、この朝焼きのパンは非常においしいパンでございまして、好評でございました。A社にはご無理を申し上げ、協力いただいていたような状況でございました。そんな中、A社さんから負担が非常に大きいというようなご相談も受けましたので、結果的に、本年度から1食当たり3円の値上げをされて継続をしていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 最後に意見を述べて、市長にも最後にお話をさせていただきたいなというふうに思います。葛城市の子どもたちだけが、いわゆる何ぼよい会社か知らないけども、ほかの葛城市以外の子どもたちは栄養価の高いビタミン強化米というのを食べているわけです。葛城市の子どもたちだけが、それは食べないわけです。それを説明があつたようにおかげで補います、こういうことです。理論的にはそれでわかります。かつ、これには予算というものも、今後、値上げの問題も話をしていかなあかん。値上げということもやらなあかん。私、思うんですけど、やっぱり地産地消というものもございまして。奈良県の米で、奈良県の水で炊いて、それで子どもたちに大きくなってもらう。特に、今年においては、中学生のクラブ活動、バドミント

ンやバレーや野球、活躍をされている。子どもたちの栄養というのをしっかりつけてあげないといけない。これはやっぱり奈良県の給食会と一緒にやっていく。教育長がおっしゃったけども、冠が大事やねん。私はこれを子どもたちのことを思って、これから何も起きないようにと思いますけども、なぜこういう大事なお話を、また、これ県でも事例がない。近畿でも、その県の給食会を外れるというのは事例がないわけです。これを数カ月の間にはばばばっとやってしまう。私はここに大きな問題があるかと思います。大阪の方の給食のことを、八尾市にしろ松原市にしろ、聞いたり調べてみると、保護者の方にアンケートをとり、先生方にアンケートをとり、また子どもたちにアンケートをとると全く違う答えが返ってくると。両方ともそのようなことをおっしゃったし、そのように載っております。やはり、もう少し市民の方のご意見も聞きながら、子どもたちの声も聞きながら進めるべきであったかなというふうに思います。ただ、1つ嬉しかったのは教育長が、県の方からも今、葛城市が異常ですと、異常な状況にあると、この異常な状況、これを何とか直したいということをおっしゃったので、それにかけていたいというふうに思います。

最後に、市長の言葉を聞いていますと、検討しますとか検証しますとか、いわゆる慎重型なんです。しかし、この給食のことに限っては、物すごく早かった。ほんまに誰もが思うでしょう。これは市長がおっしゃるのに、公約に関しては早くします。これは公約であったのか。

**増田副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 今回の学校給食、米飯につきまして新たな業者、これは大手でございます。非常にISOの22000という衛生管理ができる大きな業者にかえた理由でございますが、平成26年から続いておる、まさに議員がおっしゃる異常事態をどう解決するのかということについての取り組みでございます。非常に時間がタイトな中でやったじゃないかということなんですけど、4月24日の金属片の混入事象をもって、やはりこれは緊急に対応しなくてはいけないということで、子どもたちの安全・安心な給食をどのように提供するんやということを第一に考えた結果でございますので、わずか1学期の間で、私は教育委員会はよくやったなと感じております。

公益財団法人学校給食会とのつながりは切れませんが、必ずしも奈良県下で、学校給食会が指定される業者からとっていない自治体はないということにはございません。ほかの理由でおきまして、今現在、学校給食会から指名されている業者以外からとっていることもあるというのは実情でございます。あくまで学校給食会というのは、何らかの意見は頂戴することではございますが、ある種、その業者の調整であったりですとか、例えば、税金関係がかからない小麦粉であったりとか、そういうようなものを供給する場合の組合でございます、必ずしもそれを使わなくてはいけないということは何ら法律上、書いておりません。各市町村が、その市町村が目指す安全な学校給食を提供するんだというその気持ちにおいて、業者選定はされるべきやと思います。

短い時間の中で随意契約という方法をとらせていただきましたが、業者選定委員会の中で、その短い期間の中で、これ以上の業者を探して競争入札をするということは無理だとい

う判断のもとに随意契約をさせてもらったもので、私は行政上、正しい手続をとったものだと思います。私は、やるべきことは最短でやります。検証が必要であるとか、その時間をかけてやらないといけない、酌み上げていく過程が必要であることは、その必要な時間を確保した中でやります。今回の事象は子どもたちにとって、いかに、平成26年から続いてきた異常事態を解決するのかということでもありますので、私は最大限早くやれと申し上げた。2学期から正常な形で、私は誇って子どもたちに安全な学校給食、米飯を配給できると確信しております。

以上でございます。

**増田副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 私は法律はどうのと言っているのではありません。近畿でほかにもやるようなことになりのは、やっぱりもっと市民と話をしなければならないと、早くするのがええと言ってるんじゃないですよ。結果としては、こう行くのかわかんないけど。終わります。

**増田副議長** 藤井本浩君の発言を終結いたします。

次に、2番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、内野悦子君。

**内野議員** 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今議会よりライブによりますインターネット中継が開始されました。本当に緊張しておりますが、頑張っておりますのでよろしく願いをいたします。

私の質問は、公園の遊具について、防災対策について、肝炎ウイルス健診について、公共交通についてでございます。

詳細は質問席より行います。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** それでは、よろしく願いいたします。まず1点目ですが、市内の特に幼児を育てておられる複数のお母様より、既存の遊具もいいのですがもっと魅力のある遊具など、導入についての要望をお聞きいたしました。そこで、各公園の遊具の考え方についてはさまざまあると思いますが、子どもたちが成長する過程において、元気に遊ぶことは欠かすことのできない重要な要素の1つでございます。昨日も議員より、開発地域新興住宅街の子どもたちの状況は道路で遊んでいる。近くで遊べる公園がないところがあるなどとお訴えをされておりましたが、私はこの子どもの遊び場として公園の役割は重要だと思います。

このお盆に山麓公園に行きましたが、遊具に使用禁止の紙が張ってありました。何かふぐあいがあったのかと思いましたが、外にある遊具は長年雨ざらしで置いてあるので、風化また腐食も起こってくると思います。子どもたちに安心・安全に遊べる場を提供することが求められます。葛城市にはさまざま位置づけの公園がありますが、例えば児童公園や屋敷山公園、山麓公園など、遊具の老朽化に伴い、修理、改修など、どのようにされておるのか、各所管の部長にお尋ねをいたします。

**増田副議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

まず、今お尋ねの件でございますが、児童公園等の遊具の方で、私の方から回答をさせていただきたいと思っております。市内各地でございます児童公園等の遊具でございますが、そちらの安全点検及び保守点検につきましては、年次計画を立てまして滑り台、ブランコ、シーソー、ジャングルジムなどを順次、安全点検、保守点検を行っておるところでございます。安全点検を行った結果、修理、改修が必要な遊具につきましては、次年度に予算措置を確保して修繕を行っております。なお、危険な状態である遊具等につきましては、一時的に使用禁止などの措置をとっておるところでございます。

以上でございます。

**増田副議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは、屋敷山公園の点検整備についてお答えさせていただきます。屋敷山公園の遊具につきましては、国土交通省が都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考えを示しました。都市公園における遊具の安全確保に関する指針、こういったものに基づきまして、毎年専門業者によります点検業務を委託し、また、定期的に所管の職員によります見回り、確認作業も行っておるところでございます。

以上でございます。

**増田副議長** 松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。

私の方からは山麓公園の遊具の状況についてお答えいたします。年1回の遊具の点検を専門業者において安全点検を委託して行っております。加えまして、月に1回のシルバー人材センターによる目視点検を行い、危険性があると判断した場合、速やかに使用不可として修繕の方を行っております。しかし、大規模な修繕が必要な場合、予算措置が必要になりますので使用不可とさせていただいておりますのが現状でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。それぞれ公園、都市公園、また屋敷山公園、山麓公園と状況をお伺いいたしました。もう本当に毎回点検をしていただいているということで、安心して遊具が使えるということを認識をさせていただきました。

次に、最近の点検、修理、改修、対策、そして、または実績など、どのようになっておりますか。各所管の部長にお尋ねをいたします。

**増田副議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまのご質問でございます。改修等の実績等でございます。児童公園等におきまして、過去3年間の実績でございますが、安全点検、保守点検につきましては平成27年度、8カ所、平成28年度は15カ所、平成29年度、本年度は10カ所を行っております。また、遊具の修繕につきましては、平成27年度では5カ所、7遊具、平成28年度は6カ所、10遊具、平成29年度は15カ所、33遊具の部品の取りかえや補修、塗装の塗りかえなどの修繕を行ってきておるところでございます。

以上でございます。

**増田副議長** 和田教育部長。

**和田教育部長** 屋敷山公園の遊具の方でございますが、点検作業のそうした判定結果の結果、重大な異常と報告のあった遊具につきましては、直ちに使用禁止などの張り紙を掲示させていただきまして、一旦、使用禁止とし、専門業者とも協議しながら計画的に実施をするところでございます。屋敷山公園の方でございますが、ここ数年来、大きな修繕がございませんでしたが、軽微な修繕については、その都度早急に所管の方で実施しているところでございます。

以上でございます。

**増田副議長** 松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 私の方から山麓公園の遊具の状況でございます。現在、使用不可となっております遊具につきましては、ターザンロープとブランコでございます。ターザンロープの方は滑車が不良ということで、危険のために使用不可としております。これにつきましては、ターザンロープの滑車の部分を含めまして、ワイヤーと込みで今現在、修理を発注しており、今月末には使用可能となる予定でございます。ブランコの方につきましては、木製のために支柱が大きく揺れる現象が確認されております。子どもさんの利用には、問題はないわけでございますけれども、大人がかなり利用する場合には危険と判定しており、これに関して根本的な部分の修繕が必要なため、使用不可としております。

遊具安全の点検では、安全領域の確保がなされていないため、判定結果が使用不可になっているものが多くございます。例を申し上げますと、ブランコの場合は、前後左右進入禁止の柵の設置が必要であるというのが最近の安全基準でございます。これにつきましては、公園のエリアは現在でも手狭な印象を受けるところもかなりあります。配置の見直し、素材の見直し等、設置基準に対応のできるよう見直しの方を行いたいと思っております。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** それぞれお答えをいただきましたが、本当に年々修繕がふえていることも今の部長の答弁でわかりました。この山麓公園の遊具は、今、修繕を発注しているところということと、あとブランコが安全基準が、安全の領域の確保が要ということで、また、ちょっと足がぐらぐらするというので見直し、また発注をかけていくということでございますけれども、私、公園といえば、やっぱり滑り台、ブランコというイメージがあるんですけども、そのブランコというのは時代を超えて多くの子どもたちが本当に親しまれてきた遊具だと思います。その中で、この揺動系遊具は楽しさばかりではなく、最近の子どもたちが弱くなっていると言われるバランス感覚の育成やさまざまな動作の習得に有用な遊び、機能が提供されるのがこのブランコとお聞きをいたしました。できればそのブランコ、やっぱり安全を確保して直して使えるようにしていただきたいなど、そのように思います。

それでまた、市民のお母様から先ほども言いましたが、遊具の導入について、もうさまざまご意見をいただくわけですけども、公園の遊具の見直しの際に、魅力のある遊具も設置を考えていただけたらと思います。例えば、お隣の五條市なんですけれども、その五條市の

中央公園にある屋根つきのトランポリンなどは、すごく子どもが喜ぶそうなんです。すごく人気で他市とか、また他府県からも来られて、半日そこで親子で満喫されるとも聞き及んでおります。また、遊具の老朽化が進む中で、新たな遊具の導入もお願いしたいと思いますが、できたら市長のご見解をお聞かせいただければと思います。

**増田副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 遊具につきましては、やっぱり耐用年数がありますので随時更新といいますか、やはり補修をしていかないといけない。もう多分10年近く前ですか、一時期、学校遊具、特にPTAとかで寄贈された学校にある遊具の中で事故等が頻繁に起こるような時期ございました。その中で、私も議員時代に一般質問をさせていただいた記憶がございます。やはりその年数年数に応じた補修の仕方をしていかないといけない。その中でブランコの方は、もう現実的な話なんですけど、木製のブランコというのはなかなかもう今度は難しく、金属製になると一定の確保スペースが要ることなんで、今現在あるものを一旦撤去した中で、次、どうするかというのは、また検討していきたいなと思います。

それと、大型遊具というと具体的に五條市の事例をおっしゃいました。その辺を今すぐどうするというちょっと返答はできませんが、やはり公園整備の中で、子どもたちにとってそれが必要なかどうかも含めて、ちょっと考察の1つにさせていただきたいなと思います。すぐにこうします、ああしますということはちょっと申し上げられません。今の風潮といいますのは、どちらかというところと地方自治体においても、やはり遊具を置くことによってのけがを非常に過敏に考えます。賠償責任等もやはり発生するような時代でございますので、そういうような意味で、遊具の設置にはちょっと二の足を踏んでいるような傾向があるように思います。それがいいのかどうかも含めて検討課題として考えさせていただきたいなと思います。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。本当に検討していただけるということなんですけども、早急にご検討のほど、よろしく願いいたします。

では、続きまして防災対策について質問をさせていただきます。近年、異常気象が続く中、集中豪雨は日本でも毎年夏場になると頻繁に起こり、ゲリラ豪雨という呼び名が定着をしつつあります。集中豪雨は河川の増水や土砂崩れ、家屋への浸水、道路の冠水など、さまざま被害をもたらし、私たちの生活を混乱させます。特に川沿い、山沿いにお住まいの方々にとりましては、大雨のたびに心配し、不安も募ることと思います。とりわけ9月、10月は台風シーズンでもあります。いつ、どこで何が起こってもおかしくない状況もあって、日ごろの備えは非常に重要であると思います。

そこで、1点目でございますが、河川の防災対策における状況、対応などお聞かせください。

**増田副議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの内野議員のご質問でございます。河川の状況につきまして述べさせていただきますと思います。葛城市内の河川の状況につきましては16の1級河川が流れております。いずれの河川におきましても、土砂が堆積し、護岸の改修等をされていないところが多々見えているところでございます。1級河川の整備及び維持管理、改修等につきましては、奈良県河川課及び高田土木事務所となっております。毎年、各河川につきましては、要望を重ねているところではございます。また、各地区の区長様より市に対し、河川の土砂上げ、護岸の改修等の要望書が提出をされているところでございます。この要望書を高田土木事務所に市長名で要望を繰り返し行っておりますが、県の予算の都合もありまして、なかなかそれらの撤去等を実現していないのが現状でございます。一部実施を行っていただいたところもございしますが、一度大雨が降れば、またもとの状態に戻ってしまうというようなところや、隣までされましたのに、もう少しこっちまで来てくれないのかというようなご意見も伺っております。地域防災、災害予防という側面からも、今後も強く県の方に要望活動を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** 本当にこの河川の土砂上げとか護岸の改修等、各大字の区長さんからの要望が提出される中で、なかなか前に進まないのが現実であることがわかりました。私も今回、この質問をさせていただきましたのは、北花内にあります甘田川でございます。その周辺の方々から、甘田川の法面の土砂が少しずつ落ちて川底が浅くなっている、非常に不安であると、そのようにお聞きをさせていただきました。今後、この河川の護岸工事予定は、ここ甘田川に関してございますでしょうか。

**増田副議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 今のご質問でございますが、先ほども申しましたように、1級河川の改修等につきましては高田土木事務所となっております。県の方に要望をいたしておりますが、そちらの方からの返答はいただいておりますので、現時点での改修計画等はわからないような状況でございます。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** もう本当に住民さんの切実な思いでございます。しつこいようではございますが、強く県に求めていただきますよう、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、防災の2点目でございますが、この山間部を抱えております葛城市でございますが、この山間部における土砂流出などの現状と今後の土砂流出対策についてをお伺いいたします。

**増田副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまのご質問でございます。葛城市の山林は13.24平方キロメートルでございます。この山林内における防災対策として治山事業がございします。この事業は森林の維持造成を通

じて、山林災害から国民の生命、財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全、形成等を図る重要な国土保全対策の1つであります。治山事業は保安施設事業及び地すべり工事から成り、それぞれ森林法及び地すべり等防止法の規定に基づき、実施されるものであります。保安施設事業は、保安林の指定目的である水源の涵養や土砂の流出防備等を達成するため、国または都道府県が行う森林造成事業もしくは必要な事業とされております。そして、地すべり防止事業は林野庁が所管する地すべり防止区域における地すべり防止事業であります。治山事業の効果といたしまして、山腹斜面、溪流等の安全を通じ、森林の山地災害防止等の維持増進が図られ、集落等の保全に効果が見られるものであります。

本市の現状であります。先ほども述べましたように、治山事業の保安施設事業は保安林の指定が必要となるから、市内には保安林が113.61ヘクタール、65カ所が指定されていることから、約65カ所には山留工、治山堰堤などの谷止工の保安施設があり、土砂流出防備や流出土砂の調整、溪岸・溪床の浸食防止、そして、山脚の固定等を図り、森林の生育基盤を確保しているものであります。また、市単独の治山事業にも取り組んでおり、国、県の事業に該当しない小規模な箇所におきまして山留工などを設置しております。今後におきましても山の保全を図ることから、今までに設置された保安施設の確認を行い、維持点検を行っていき、そして、保安施設の必要べき箇所につきましても、県とも協議を重ねて防災対策に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** この葛城市における保安林が65カ所あるとお伺いをいたしました。その部分全部、山留工、また治山堰堤がなされており、またさらに、市単独で65カ所以外にも小規模な箇所において山留工を設置していただいているということでもございました。今後においても今、述べられておりましたが、確認、点検に力を入れていただき、安心・安全のまちづくりに努めていただけますよう、よろしくお伺いをいたします。

それでは次に、数年前になりますが、寺口地内の二塚地域において土砂が流れ込んだことがありましたが、ここの対応はどのようにされておりますか。

**増田副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

平成25年ごろだったと思いますが、寺口地内二塚地区におきまして、布施谷より土砂が流出し、この付近の方々に大変ご迷惑をおかけいたしました。連絡いただき、直ちに付近を調査したところ、布施谷の作業道が長年の雨により縦侵食を起こし、その影響により山際を横侵食、山際の土砂を下流へ流したものであります。

この土砂流出対策といたしまして、平成26年度におきまして、この作業道に上下流を4ブロックごとにふとんかごを高さ2メートル、幅3.5メートルから6メートルを4段4カ所設置したものであります。この設置により下流への土砂流出は、ほぼとまったものであります。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** 平成26年、3年前にこのふとんかご、4カ所置いていただいて土砂の流出はとまっているということでございます。私もこのふとんかごというのは布団を入れるかごかなと思っていました。そうじゃなくてネットで調べたら、板型のかごをつくり、その中に栗石、直径10センチメートルから15センチメートルぐらいの石を詰め込んだ針金のかごで、柔軟性があって、また親水性も良好なため、地すべり地の末端部や破壊した法面など、比較的水分の多い土に対して用いられると、このように勉強させていただくことができました。これを置いていただいて、今のところはとまっておるといふふうに理解させていただいてよろしいですね。

それでは、この本市におきまして、土砂災害区域も非常に多いと思うんですけども、担当部局におかれましては大変にさまざまご苦勞をおかけいたしますが、どうかよろしくお願いをいたします。今、2点、ハード面についてお伺いをさせていただきましたが、次にソフト面についても若干、質問をさせていただきます。この災害時における避難勧告等の状況についてをお伺いをいたします。

**増田副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。よろしくお願い申し上げます。

本市におけます地震や風水害等の災害に備える避難勧告等につきましては、気象台の防災情報や土砂災害警戒情報、また連続雨量、さらに土砂災害等の前兆現象により判断するところでございます。そのような状況下における避難準備情報につきましては、平成28年8月の台風10号による水害では岩手県のグループホームが被災するなど、高齢者の被害が相次いだことを踏まえ、内閣府から示されます避難勧告等に関するガイドラインが平成29年1月に変更されております。その中では、まず「避難準備・高齢者等避難開始」では、要支援者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階で、次の「避難勧告」におきましては、通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階、さらに「避難指示（緊急）」では、前兆現象の発生や人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断できる状況で確実な避難行動を直ちに完了し、未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとるといった内容となっておりますのでございます。緊急時に住民の方々が避難を必要と判断する際には、各大字の公民館等の避難所について各大字や自主防災組織と連携をとりながら開設し、状況に応じましては市職員を在駐させているところでございます。また、被害が拡大するおそれがあり、避難者が増大すると認められる場合につきましては、小・中学校等の体育館などの開設を行う予定でございます。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** 先月、この8月に台風5号が発生をいたしました。本当に大事に至らなくて本当によかったなと思っております。この本市において避難所の開設の放送も頻繁に入れていただけたわけですが、その避難された方はこのとき、おられたのかどうか、その状況をお伺いいたします。

**増田副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** 今年、8月7日の台風5号でございますが、状況といたしまして九州から四国の太平洋沖沿岸部を東北東に進み、同日15時30分ごろには和歌山県北部に上陸をいたしましたが、深夜にかけてゆっくりとした速度で進むとの予報でございましたので、同日17時30分に新庄地区は中央公民館、また當麻地区におきましてはゆうあいステーションの2カ所を避難所として開設し、避難準備情報を市内全域に有線放送及び防災行政無線放送を行っております。なお、新庄地区におきましては1名の方、また當麻地区におきましては2名の方が避難されておられて、共に高齢者の方で、特に1人で家であることが不安なため、大字の役員様の車、あるいはタクシーで避難されたと、こういった状況でございます。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** 本当に、今回は、何回も避難勧告の避難場所の設置のことを有線でお聞きして、頻繁にこの放送を入れていただいたということで、もう本当に1人で不安に思っておられる方にとってはすごく安心されたんじゃないかなと、そのように思いました。

そこで、新しいシステムの防災行政無線が3月末までに設置をされるということでございますが、この防災行政無線でございますけれども、災害時における電波法の役割と位置づけをされていると思うんですけれども、この役割というのは、私はすごく大きいと思います。

総務省のデータの中に、このようにあります。総務省のホームページからですけれども、平成23年3月の東日本大震災を初め、阪神淡路大震災、新潟県中越沖地震、能登半島地震、新潟県中越地震、熊本地震など、多くの自然災害が発生しております。一方、これから発生する災害として、東南海南海地震、東海大地震及び首都直下型地震の発生も懸念をされます。災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があります。このため、国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集、伝達手段の確保を目的として防災行政無線システムが構築をされております。そして、総務省では高齢者等の地域住民のよりきめ細かく防災情報を行き渡らせる上で、有効な防災行政無線等の戸別受信機の普及促進を促されておりますが、本当に12市において、いち早く葛城市が取り組んでいただいております。

そこで、本市においてこの安心・安全のまちづくりを目指す上で、この防災行政無線ですが、今後、各家庭に設置をされますが、その設置方法について教えてください。

**増田副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** ただいまのご質問でございますが、今年の7月27日に臨時議会を開いていただきまして、議決をいただきました防災行政無線デジタル化整備工事につきましては、各ご家庭の方に11月下旬ごろから戸別受信機を設置してまいる予定でございます。ただし、親局や中継局の設置に合わせ、デジタル電波を受信できるエリアから順次設置を考慮しております。この工事内容や各戸におきます受信機の設定に際しましては、事前に各大字説明会を予定いたしておるところでございます。また、各ご家庭の戸別受信機の設定方法につきましては、事前に連絡をさせていただいた上で訪問日を設定いたし、戸別受信機を設置し、受信状況の確認

や機器取扱いの説明をした上で、既設のスピーカー等の撤去をする予定でございます。

今回、デジタル方式によります防災行政無線を全てのご家庭に配置をさせていただくことによりまして、災害情報等をより確実に伝達できる新システムとしまして、今後、活用してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** 災害情報など、本当に確実に伝達をしていただける防災行政無線が各家庭に配置が行われてまいります。大字の説明会もあるということで、本当に末端まで納得のいく説明もよろしくをお願いいたします。

それでは続きまして、健康面において少し質問させていただきます。今回は、肝炎ウイルス健診の取り組みとその後の陽性の方への受診勧奨とフォローアップについてでございますが、このウイルス性肝炎は国内最大の感染症と言われております。肝炎ウイルスの持続患者、これはB型、そして、C型を合わせると全国で約300万人から370万人に上ることが推計をされております。また、肝がんに移行してしまうと、その原因の約80%はB型、C型のウイルス性肝炎であると言われております。感染時間が明確でなかったりとか、あるいは自覚症状がほとんどありませんので適切な時期に治療を受ける機会がなくて、本人が気づかないうちに肝硬変であったり、あるいは肝がんへ移行してしまう感染者が多く存在することも問題となっております。

そこで、本市におけるウイルス性肝炎健診についてのお取り組みをお聞かせください。

**増田副議長** 巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** 保健福祉部長の巽でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問でございます。葛城市でのウイルス性肝炎検診についてでございますが、集団検診、個別検診にて実施しています。対象者は市内在住の40歳以上で、過去にウイルス性肝炎検診を受けたことがない方を対象とし、自己負担は無料となっております。なお、他市町村では、その多くが有料と聞いております。

広報につきましては、年1回各家庭に配布する健康カレンダーで周知をしています。また、集団検診実施時期には、市の広報に折り込みチラシ及び有線、無線放送にて周知しており、個別検診につきましては、年に3回広報誌にてお知らせをしています。なお、その肝炎検査受診者数でございますが、平成26年度は241人、平成27年度は250人、平成28年度は240人となっております。ちなみに、40歳に限っての受診率でございますが、葛城市では9.6%、奈良県平均では5.6%というふうになっております。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** 葛城市ではこの肝炎検査、受診をされる方というのは、多いように思いました。過日、新聞にこのような記事が載っておりました。受けておきたいC型肝炎ウイルス検査。自覚がないまま進行、肝硬変の初期であれば治療は数カ月の飲み薬だけとありました。C型肝炎ウイルスに感染しているかどうかの検査を受けたことがないシニアの方は、ぜひ受けていただき

たいとの記事も掲載をされておりました。

そこで、この受けた後のことですが、中には、受診して陽性と診断された後、速やかに専門医療機関を受診すること、適切な診療を継続して受けることが最も大事なことと思います。また、行政や医療機関が陽性者や患者の状況を把握して、必要な情報提供、受診や受療の勧奨等を行うフォローアップが大事であると思います。

本市では、この陽性者のフォローアップについての取り組みをどのようにされているのかをお聞かせください。

**増田副議長** 異保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 陽性者に対するフォローアップについてでございます。検診を受診された方には市から検診結果を通知し、陽性であった方には医療機関への受診勧奨とフォローアップ事業のパンフレット、また、精密検査依頼書兼結果報告書を送付し、その結果について医療機関から市に連絡を受けることとなっております。同時に、陽性者フォローアップ事業参加の同意書をいただくことにより、今後、医療機関への治療等をフォローしていくこととなります。

陽性者フォローアップ事業とは平成27年度より、県と市の事業として肝炎陽性者のフォローを目的とした事業で、同意書をいただいた方に市から調査書を送付し、医療機関への受診状況を確認し、もし未受診の場合には、必要に応じて再度電話や訪問等で医療機関受診勧奨を実施しております。初回の精密検査費用の助成として、県では自己負担額について助成されることとなります。また、それ以降の定期検査が必要となった方には、費用助成として市町村民税課税年額が23万5,000円未満の方には年2回の助成対象となります。さらに、治療における医療費助成としましては、月当たり1万円、所得の高い方につきまして2万円を超える部分について医療費助成がございます。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** 本当に、このほど劇的な進展は、ほかの病気にはなくって、本当に今回、驚くべき医療費の助成が行われたわけでございます。また、私は本当にこの勧奨をもっと進めることで受診者もふえていくと思います。

そこで、越谷市の事例でございますが、健康増進事業による勧奨通知により、40歳から70歳までを5歳刻みで、過去に受診歴のない方に勧奨のお知らせを年度当初に発送しているということをお聞きいたしました。本市においても、40歳から70歳まで年刻み、5歳刻みで過去に受診歴のない方に勧奨のお知らせをしていただきたいと強く要望させていただいて、次の質問に移らせていただきます。

平成25年に香芝市が行っているデマンド交通について、試行段階でしたが公明党西和支部で視察、研修をさせていただきました。香芝市はドアツードア方式をとっておられ、今では予約待ちとも伺っております。昨日もデマンド交通について方向性が決まり、ほぼ進んでいることをお聞きして大変に嬉しく思いました。このデマンド交通、今後の方向性をお聞かせいただきたいと思います。それと、デマンド交通、さまざま方式があると思うんですけども、そのこともちょっとお伺いさせていただけますでしょうか。

**増田副議長** 飯島企画部長。

**飯島企画部長** 企画部長の飯島でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま内野議員からいただきました質問にお答えさせていただきます。まず初めに、デマンド型交通の分類について回答をさせていただきます。デマンド型交通というのは、いわゆる予約があったときのみ運行する交通を指しますが、大きく運行方式につきましては4つのパターンに分かれます。1つ目は、路線バスやコミュニティバスのように所定のバス停等で乗降を行う定路線型。2つ目は、定路線型をベースに予約に応じて所定のバス停等まで迂回させる迂回ルート、エリアデマンド型。3つ目でございますが、運行ルートは定めず予約に応じて、所定のバス停等間を最短経路で結ぶ自由経路、ミーティングポイント型。最後4つ目でございますが、運行ルートやバス停等は設けず、指定のエリア内で予約のあったところを巡回するドアツードア型のサービスを提供する自由経路、ドアツードア型。こちらが恐らく、今、議員がおっしゃった香芝市のケースに該当するかと存じます。

また今後のデマンド型交通導入に向けた方向性でございますが、こちらにつきましては昨日、山本議員に対する答弁でも申し上げたところでございますが、まずデマンド型交通を導入するに当たりましては、地域公共交通活性化協議会での協議を調えた上で、近畿運輸局に対する道路運送法に基づく事業計画等の変更認可等が必要となります。また、こちらは市長のご答弁、また私も答弁しているところでございますが、コミュニティバスにつきましては、今後、路線運行ルートや今ご提示のあったデマンド型交通の導入も視野に入れた運用形態に係る全体的な見直しを予定しております。

現在のコミュニティバスの契約が平成31年3月31日までの長期契約となっていること、また、頻繁なダイヤ改正やルート変更は利用者の混乱を招きますので、こちら契約の節目となる平成31年4月の改編が適当と考えてございます。こちら平成31年4月の改編を視野に入れました場合、コミュニティバス契約更新を伴う運行利用者の選定手続でありますとか、その後の近畿運輸局に対する手続に要する期間を勘案いたしますと、平成30年度6月までを目途に改編に向けた基本方針、基本計画、方向性につきまして、地域公共交通活性化協議会での協議を調える必要がございます。

そこで、こちらの協議会を来月早々に開催し、検討を開始していただきたいと考えてございます。現在の利用状況を十分に分析いたしまして、生活圈や経費の削減等も視野に入れながらデマンド型交通の導入を含めて、どのような運用形態がいいのか、またタクシー等の民業圧迫の観点もございまして、また過去の議会でもお話のあったスクールバス等への問題も含めまして、平成31年4月の改編を目指して検討を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

**増田副議長** 内野君。

**内野議員** もう本当にデマンド交通がこれからどんな形でどういうふう運用していくかというのも、これからの検討課題だと思うんですけども、先が見えてきたなという中で、本当に私が4年前議員になる前に、買い物弱者であったりとか病院に行かれる方の—（削除）—交通手段がないということで、そういうふうなことを切実に本当にお訴えされた方がたくさんおら

れたんです。その中で、やっぱり公共交通バスでは、なかなか利用するのにバス停が遠いとか、また買い物に行ったり、病院に行ったりして帰りのバスを待つのがかなり時間があるということとかもお聞きしておりました。また、障がいをお持ちの方がタクシー券は24枚、市では発行していただいておりますが、それではなかなかやっぱり術後、病院に通わないといけない、どうしても24枚では足りないというお声もあつたりとかしまして、また妊婦さんがやっぱり自分で子どもを乗せて運転するのも、これも危ないというので、何かこの交通手段があつたらなども、いろんなさまざまなお意見を聞かせていただいて、何とかこのデマンド交通の実現を何回も訴えてきたわけでございます。

どうか本当に葛城市に合ったデマンド交通の運用を目指していただきたいことを最後、切にお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

**増田副議長** 内野悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時58分

再 開 午後3時20分

**西井議長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

内野悦子君からの本日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、交通手段のない方への表現部分を取り消したい旨の申し入れがありました。この取り消し申し入れを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井議長** ご異議なしと認めます。よって、内野悦子君からの発言の取り消し申し入れを許可することに決しました。

それでは、一般質問に入ります。

最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問の第1は、随意契約による市道改良工事について、第2は、南阪奈側道1号道路改良その2工事、第3は、新道の駅建設事業に係る建物移転補償について、第4は、市長の県外出張に対する規範についての4件であります。

質問の詳細は、質問席にて一問一答方式で行わせていただきます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 私はこの間、公共工事や業務委託に係る入札や随意契約の結果について随時に公文書等の開示請求を行い、その内容を分析評価をし、一般質問や委員会審査において問題提起を行い、改善を求めてまいりました。このたびの2件の公共工事及び建物移転補償についても、公文書等の請求により開示をいただいた資料により質問を行ってまいります。

まず、随意契約による市道改良工事についてであります。平成28年4月から19日にかけて、中戸23号線が90万7,200円、太田新池線92万8,800円、中戸6号線95万400円、さらに中戸1

号線が91万8,000円と4件とも部長の共通専決事項の100万円未満の金額で随意契約によって発注されております。一体、どのような理由で随意契約により発注をされたのか、まず説明を求めます。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの白石議員のご質問でございます。この4件の工事の請負契約につきましては、施行例では地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による道路陥没による緊急工事となっております。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 増井部長からご答弁をいただきました。道路陥没により緊急の工事が必要となったため、随意契約で対応したということであります。これが事実であれば、やむを得ないものだと考えます。

さて、本4路線の道路改良工事は、5月10日から17日にかけて竣工検査が行われ、工事竣工検査書が作成されています。どなたが検査されたのでしょうか。また、公文書の請求により開示された資料がここにあります。施工業者が竣工後に提出をされている着工前及び竣工後などの工事写真が含まれております。発注した工事現場ともう異なっているところがあるわけでありましてけれども、それはどういうことなのでしょうか。また、どこの場所なのか説明を求めておきたいと思っております。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまのご質問に回答をさせていただきたいと思っております。工事の検査につきましては、竣工検査は随意契約の場合、130万円以下の工事につきましては担当課の施工担当職員以外の者で行うことができるとなっております。それで、担当課の別の職員で行っております。今、ご指摘ありました当時の竣工写真等につきましては、私も確認をいたしました。が路線名と違うところがあるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 増井部長からご答弁をいただきました。写真の施工場所については市道4路線名と違うという答弁であります。しかし、その場所については特定されませんでした。ここに公文書等請求により開示された市道4路線の位置図。現況写真を拡大をし、パネルにして持ってまいりました。ごらんをいただきたい、このように思います。これが市道4路線の位置図をまとめた図面です。私がつくりました。中戸1号線、中戸6号線、中戸23号線、太田新池線、丸で囲んだところがその位置図、場所でございます。丸で囲んだところが工事現場であるべき発注された場所でございます。これが一体どうなっているか。実は私、情報開示をいただいた資料に基づいて、その現場を歩いてまいりました。そのときに撮った写真でございます。太田新池の現況写真です。しあわせの森公園の看板が写っております。この部分で、工事がやられているはずでありますけれども、道路の半分は地道のままで舗装が途切れている、こ

ういう状況でございます。また、中戸1号線です。消防署の近くでございますけれども、こども工事された様子が全くうかがえない。さらに、中戸23号線です。これも工事がされたという形跡が全くうかがえない。さらに、この中戸6号線の現況写真では緊急に道路工事が行われて、ちゃんと舗装されているはずにもかかわらず、ここにアスファルトがめくれた跡があります。皆さん、いかがでしょうか。実際に発注された工事現場において工事された形跡がない、こういう状況でございます。

そこで、さらに伺ってまいりたいと思います。担当課の施工担当以外の職員が検査を行っているとは部長からご説明がありました。検査員はお示しした工事写真をチェックをし、工事現場を確認されていると、このように思います。しかし、今、お見せした写真のように、4つの市道の現況は陥没もありません。もちろん工事を行った形跡もない。実際に工事が行われた現場は、社会福祉法人柘の郷の施設内の道路や駐車場などの造成工事や舗装工事であったのであります。実際に、この工事を受注した業者が完成届とあわせて提出をした着工前、竣工後の写真でございます。このような写真がついています。到底、今、お示しをした中戸や太田の市道とは異なっています。柘の郷の施設内着工前、竣工後の写真であります。明らかに発注した工事名と実際に工事された現場が異なっているわけであります。これは今の写真で明らかではないでしょうか。これは、あってはならない重大な問題です。このような問題につきまして、どのように対処されるか、市長のお考えをお聞かせいただきたい、このように思います。

**西井議長** 阿古市長。

**阿古市長** 今の写真の場所と工事名の内容が違うということは、もう明らかに今、確認というか見させていただいたとおりにやと思います。本件につきましては、もう既に調査に取りかかっている内容もございますが、引き続き調査、分析して誠実にその結果を待ちたいと思います。明らかに行政の手続としては、非常に不思議な手続であると認識しております。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 市長からご答弁をいただきました。本件につきましては、平成29年7月11日に行った平成28年度の工事請負契約における130万円未満の随意契約についての公文書等開示請求により、明らかになったものであります。通常の議案審査等では到底わからない問題であります。370万円の工事を100万円未満に4分割をして、部長専決で随意契約を行っているなど、意図して内密に事業が進められてきたのではないのでしょうか。このような問題が不問に付され、何もなかったことというようなことがあってはならないと思います。

市長、ぜひ厳正に精査、検証をされ、しかるべき措置がとられるように求めておきたい、このように思います。

次に進みます。南阪奈側道1号線道路改良その2工事であります。本工事は平成28年4月5日、新道の駅の周辺工事として契約金額1,749万円、随意契約により発注されたものであります。どのような内容の工事を行ったのか、説明を求めます。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの南阪奈側道1号線の道路改良工事その2の工事でございます。この工事につきましては、南阪奈側道1号線の周辺整備工事となっております。工事内容につきましては、設計書の方に土工、安全施設工、排水工、復旧工、ほか一式となっております。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 増井部長からご答弁をいただきました。これも公文書請求により開示いただいた工事設計図書について伺ってまいりたいと思います。まず、実施設計書の27ページ、三次単価表の移植工の高木100本及び道路植栽工、高木100本の内容、また18ページの二次単価表の移植工高木2本、道路植栽工高木2本の関係等について説明を求めたいと思います。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまの設計図書の内容の移植工の部分でございますが、植栽の移植工における積算につきましては、標準歩掛をもととした積算体系であります。三次単価の100本は、その対象となる樹木の太さ、高さなどにより100本当たりの歩掛をもとに1本当たりの単価を算出することになります。ここで算出した単価をもとに、二次単価ではその他必要な経費の積算を行い、2本分の移植に必要な単価を算出することとなっております。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** それでは、同じ工事設計図書でありますけれども6ページであります。取り壊し工の構造物取り壊し、その下段にありますながら運搬において、それぞれ538立方メートルが記載されています。本工事の目的、その内容について説明を求めておきたいと思います。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまの同じく設計図書の中の積算に当たります。一式当たりの内訳書にあります取り壊し工についての質問でございますが、無筋構造物の取り壊しとなっております。詳細につきましては、確認はできておりません。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 本工事は南阪奈側道1号線道路改良工事となっておりますが、工事の位置図並びに業者提出の施工状況写真等を見ますと、1号線以外の場所も工事をしているのではないのでしょうか。先ほど説明をいただきました移植工や道路植栽工及び構造物取り壊しやがら運搬等が施工された場所は、そのどちらにあるか、ご説明をいただきたいと思います。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまのご質問でございます。施工場所につきましては、側道1号線周辺となっておりますが、植栽工につきましては消防署北側でございます。取り壊し工の場所については確認ができていないところでございます。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 移植工、道路植栽工については部長の答弁並びに施工状況写真によって、消防署北側に高木が2本植栽されていることが確認できます。しかし、取り壊し工の構造物取り壊し及びがら運搬538立方メートルについては施工場所など、施工実態が把握されていないということがあります。工事設計図書では、単価や金額が当然明記されているはずであります。この工事の実施実態が把握できていない。これは大きな問題だと私は思います。この件についても、どのように対処されるのか、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

**西井議長** 阿古市長。

**阿古市長** 詳細につきまして、検討をまず、したいと思います。調査等をさせていただきたいと思います。その結果につきましては、市政検討委員会に諮問をかけ、適切な処分、処理をしたいと考えております。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 市長からご答弁をいただきました。この問題につきましても、行政内部の調査部会等において精査、検討を行い、しかるべき措置をとっていただく、こういうことでございます。ぜひ、よろしく願いをしておきたい、このように思います。

次に、新道の駅建設事業に係る建物移転補償について伺ってまいります。平成27年6月16日、市は新道の駅整備事業に伴う建物の買収を行うために社会福祉法人柘の郷と土地売買及び補償に関する契約書を締結しています。ところが、本建物等の移転補償については、葛城市土地開発公社が市の要請を受けて平成26年11月28日、市の契約と同じ1億4,168万円で建物移転補償契約を締結し、先行取得をしています。既に前払金9,910万円が支払い済みということでございます。同じ契約が2つ結ばれているということになります。このようなことがあり得るのか、どのような理由によってこのような契約を結ばれているのか、ご説明をいただきたいと思います。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの移転補償の契約についてでございます。契約書が2種類あることは、私も確認をいたしております。しかしながら、この要因につきましては把握をいたしておりません。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 同じ物件を同じ金額で建物移転補償契約が2種類あることが確認をされました。では、それがなぜ2種類あるか、その要因については把握されていないということでございます。全く不可解なことであり、理解できないものであります。

さて、本建物移転補償契約の移転完了時期は平成28年3月31日でありました。移転補償物件検査調書によりますと、平成28年3月31日に物件の移転を確認しています。ところが、建物の移転完了の時期を過ぎた平成28年4月5日に移転補償変更契約が締結をされています。この変更契約によって2,500万円が追加をされ、変更契約金額は1億6,668万円となっております。変更された理由についてご説明をいただきたいと思います。

西井議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの白石議員の変更した変更契約の理由ということでございます。変更契約を行った理由につきましては、法令改善に伴う追加となっております。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 部長のお答えでは、法令改善による追加ということでございます。では、その法令改善、その内容はどのようなものなのか、ご説明をいただきたいと思っております。

西井議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問の内容はどんなようなものなのかということでございます。この根拠となる関係書類は見つかっておりません。ですから、詳細につきましては確認ができておりません。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 部長からお答えをいただきました。

次に、じゃあ、追加された2,500万円の算定根拠について説明を求めたいと思っております。

西井議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの変更金額の根拠の質問でございます。変更契約の金額の算定根拠につきましては根拠となる関係書類が見つかりませんので、詳細につきましては確認ができておりません。

西井議長 白石君。

白石議員 増井部長からご答弁をいただきました。いずれも根拠となる関係資料が見当たらない。法令改善と言いながら、その内容が明らかでない。さらに、2,500万円の算定基礎についても、その詳細について確認できない、こういうことでございます。増井部長並びに原課の課長は、本年4月の人事異動によって都市整備部長、建設課長を拝命したわけでありまして、実際に本建物移転補償等については深く承知していない、資料の精査がまだされていない。こういう点では大変お気の毒だというふうに思います。ぜひ都市整備部、建設課、総力を挙げて、このような内容、実態について調査をされて明確にしていきたい。いずれにしても現時点においては、変更契約の根拠が確認できないということであります。正当な契約、支出であったと説明できない、こんな状況にあるということをおの本会議場におられる方、またインターネットで見られる方、ぜひご承知おきいただきたい、このように思います。

それでは、次に移ってまいります。建物移転完了検査が行われております。この検査をパスをして初めて残金の支払い等が行われるわけでありまして、検査の内容及び支払いについて説明を求めておきたいと思っております。

西井議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。3月31日の補償完了検査につきましては、担当課の職員で行っております。支払いにつきましては、支払命令書に補償物件検査調書など、必要関係書類を添えて会計課に提出をし、支払いが行われております。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 部長からご答弁をいただきました。補償の移転完了の検査を担当課の職員で行っている。支払いについては、支出命令書に補償物件検査調書などの必要書類を添えて会計課に提出をし、支払いが行われているということであります。確かに、担当課の立会人が検査を行い、2名の職員によって移転が完了したことを確認したので報告をしますとの補償物件検査調書が平成28年3月31日付で作成されております。本検査調書の写しは開示請求により、私の手元にありますので、これが補償物件検査調書でございます。確かに立会人が署名をし、職員2人の署名、さらに山下和弥市長が原本証明をしております。平成28年3月31日付でございます。これがあるわけですから当然間違いはない、このように思いますが、あえてお伺いをいたします。平成28年3月31日には柵の郷の建物が解体され、移転が完了したことに間違いありませんか。説明を求めます。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいまの再度の確認というところでございますが、補償の移転完了につきましては、補償物件検査調書がございますので間違いはないと思われま。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 増井部長、補償物件検査調書が実際に存在しますので間違いはないとの答弁であります。これは、もう当然だというふうに思います。

そこで、改めてお伺いをし、また私の方から資料を提示をし、質問を進めてまいりたいと思います。社会福祉法人柵の郷の建物の北側、隣接して平成27年7月29日契約、工期が平成28年8月31日の新道の駅調整池・造成工事が施工されておりました。私が開示請求により入手いたしましたこの新道の駅調整池・造成工事の土木工事請負日誌や施工状況写真を見ますと、5月12日から19日の石積み撤去工事や5月27日の擁壁工事などの執行状況写真の中に、はっきりと柵の郷の建物が写り込んでいるのであります。

これが新道の駅調整池・造成工事の施工状況写真であります。この写真は平成28年5月10日以降の土木工事請負日誌より抽出をしたものであります。赤い大きな丸で囲んでいるところに柵の郷の建物が写し込まれているのでございます。さらに、この丸3点のところに建物が写っているわけであります。赤い丸のところに柵の郷の建物が写し込まれている、こういうものであります。これ私が撮ってきたわけではありません。これは当然、請負業者が工事の進捗状況について記録をし、完成した暁には完成届とあわせて着手前、竣工後写真、あるいは施工状況写真を添付して検査を受けるわけでございます。これは、まさに公文書いうわけでありますので、間違いのない写真だと言えらると思っております。これは、どういうことでしょうか。3月31日に工事移転の竣工したという検査調書がつくられている。市長の原本証明が出されているわけでありますね。ところが、実態は少なくとも私が調査した中では、5月27日、建物が現存していた。見方によっては、6月3日にも建物があつたのではないか、このように思える写真がございます。この点についてご説明をいただきたいと思っておりますが、いか

がでしょうか。

**西井議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** ただいま議員からご指摘を受けました別工事の写真等につきましては、その内容につきまして確認ができておりませんので、以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 私が開示請求をしたのが最近のことです。部長あるいは原課においては、資料の精査が十分行われていないことは理解できるものでありますけれども、私がここに開示をしていただいた施工状況写真からすれば、あるいは土木工事請負日誌と照らし合わせれば、5月10日以降の写真の中に柵の郷の施設が写り込んでいるということは紛れもない事実だと思います。この新道の駅調整池・造成工事を請け負った事業者が偽りの土木工事請負日誌並びに施工状況写真等を撮り、添付することなど、こちらの方が考えにくいわけでございます。確かにいろんな事情があって、この写真の中には日付は入っておりません。しかし、土木工事請負日誌等を照らし合わせれば、工事内容を合わせればはっきりとするわけでありまして。しかも、この工事は中断をされていて、5月10日から工事が再開をされていると、こういう事実も伺っておりますし、土木工事請負日報から見ても5月10日までの日報は途切れていると、そういうことなんですね。5月10日以降の日報しか出てこないということなんです。平成28年3月31日までに解体され、移転完了したとの検査調書が現存しているにもかかわらず、柵の郷の建物が、少なくとも5月中は存在していたことは今、私がお示しをしたパネル、あるいは手元にあります日誌において明らかだと考えます。また、4月5日に行った2,500万円を追加する変更契約の理由、これも、積算根拠も関係資料も見つからずに確認できないというのが現状でございます。市長はこの件について、どのようにご対処されるのか、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**西井議長** 阿古市長。

**阿古市長** 今、お聞きしまして、私も存じ上げない部分もございます。行政というのは法律によって動くものであります。また、行政手続をその法にのっとった形で手続をとるとというのが常識でございます。今、お聞きしますと非常に違和感のある手続があるように思っています。ただ、詳細につきましては、まだ私自身が確認しておりませんので、委員のご指摘のことの重大性に鑑みまして、早急に誠実に調査をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 市長から大変力強いご答弁をいただきました。法にのっとった、条例や規則にのっとった仕事をするのは、これは当然のことでございます。これが曲げられて、私がお示ししたような状況が今、葛城市の中で起こっているわけでありまして。これは、いずれも道の駅の整備事業にかかわる公共工事であり、移転補償物件の契約であります。どのような理由で、このような契約が工事がなされたのかというのは調査をお任せするしかございませんが、私はこのことをしっかりと解明をし、正していかなければ葛城市に未来はない、このように思います。重大な問題であり、まさに市長が答弁されたように誠実に調査、検討、しかるべき措置をと

っていただきたい、このように思います。私はこの間、道の駅の問題、公共工事や委託業務等について質問してまいりました。たくさんの公文書の請求をし、開示を求めてまいりました。

阿古市長は昨年10月の市長選挙で当選されました。徹底した情報公開をして、市民に開かれた公正で公平な市政を実現する。それを掲げて当選をされたわけであります。まさに開かれたまちづくりの一環として情報が市民に広く開示される中で、こういう実態が明らかになってきたわけで、阿古市長のこういう公文書の開示請求に対して応えていただき、手元に寄せていただいたことには大いに感謝をしてみたい、このように思います。

では、次に市長の県外出張についてお伺いをしてまいりたい、このように思います。この問題についても、市長の県外出張の実態、あるいは市長車を使っての出張の実態を公文書等の請求により開示された資料に基づいて、私はいろいろとお尋ねをしてみたい。この間の議論では、市長の県外出張に関する考え方、あるいは市長車の使用に対する考え方についてお示しをいただき、るる議論をしてみたい。

まず、市長車の使用に対するこれまでご答弁されてきた内容をご紹介します。市長車の使用に当たっては、市長の用務が公務に該当するか、私的用務になるか、このことについて市長みずから市民の目線で市民に誤解を与えないよう厳格に判断をし、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第8条に基づき、最小の経費で最大の効果を上げるよう、最も効率的に使用すべきであると考えます。このような考えで市長車の使用が行われてきました。その実態はどうであったかと。大体午後5時前後から平成28年度において44回、大阪と京都へ公用車でのお送り、こういう実態が明らかになりました。その用務の内容というのはICT街づくり事業打ち合わせ、観光事業打ち合わせということでございました。しかし、どなたと会ったか、どこで会ったか、こういうことは一切お答えになりませんでした。

さらに、県外出張についてもお伺いをしてまいりました。この出張については、どのような基本的な考え方で実施されていたかということでもありますけれども、答弁ではその職の性質上、広範多岐にわたるわけであるから市の事務の管理執行はもちろんのこと、国や県など、関係機関に陳情を行うこと、市を統括代表する者として外部の団体が主催する会合などに参加して友好、信頼関係を築き、市政の円滑な運営や維持、発展を図ること、このように書いてありますけれども、最終的にその行動が市政に資するかどうか大きな判断であります、こういう本当に漠然とした判断基準において、平成27年度において県外出張19回、55日間出張をしていたわけであります。

先ほど申しました市長車による大阪、京都への出張、そして、旅費を伴う55日間の出張合わせて99日間、出張していたことを示すそのような公用車使用の基準、旅費を伴う県外出張の基準、曖昧な形で行われることはおかしいのではないかと、こういう議論をしてみたい。この点について、阿古市政においてはどのようにお考えか、お伺いをしたいと思いません。

**西井議長** 飯島企画部長。

**飯島企画部長** 企画部長の飯島でございます。

ただいまの白石議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、県外出張に係る制度的な整理を申し上げますと、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第9条第1項に、特別職の職員に支給する額は別表に定めるという旨が規定されておりまして、同条第2項に、第1項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については一般職の職員に支給する旅費の例によることとございます。また、葛城市職員の旅費に関する条例第4条第1項におきまして、出張または赴任は任命権者もしくはその委任を受けたもの、または出張依頼を行うものの発する出張命令もしくは赴任命令、または出張依頼によって行わなければならないこととございます。

また、さきの平成28年9月議会におきまして、当時の米井企画部長より議員ご提示のとおり、市長は最高任命権者であることから出張命令簿はないという回答をしております。これに関しまして、さきの6月議会におきまして、当時の本田総合政策企画監兼企画部長より平成28年度9月議会当時の整理についての答弁はございましたけれども、市長につきましては条例の言うところの任命権者、またはその委任を受けたものに該当するものはおりませんので、あくまで制度上でございますが、出張命令簿の作成の必要はなく、この点においては現在も見解に変わりはありません。

一方、阿古市長が就任後より市政運営の透明性に留意いたしまして、出張記録簿を作成しております。また、平成29年度からは一般職の出張伺命令簿、復命書に準じた様式で市長も書類を作成しております。市民に対する県外出張に関する説明責任を果たせるよう、必要な事務手続をとっているところでございます。

以上でございます。

**西井議長** 白石君。

**白石議員** 飯島部長からご答弁をいただきました。基本的に費用を伴う県外出張に対する事務手続なり、考え方についてはそんなに大きく変わってきたわけではないけれども、しかし、やはりちゃんとした記録を残していくという点では、大いに評価できると思います。

そこで、私は改めて提起をしておきたい、このように思います。例えば、平成26年のキンチャレンジカップに市長はご出張をいたしております。また、平成27年においては佐川印刷の年賀に参加をし、また、45周年の事業の創設の記念行事に参加をしております。先ほど以来、申しました公用車の使用については観光事業打ち合わせ、ICT街づくり事業打ち合わせと、こういう形で44回出張しているわけでありましてけれども、これらが本当に公務なのか、私用ではないのか。これは市民の多くの皆さんが疑問に思っています。まさに最初に申し上げたように、市民目線ではないからであります。市民に誤解を与えるようなことがなされているからであります。まさに、最小の経費で最大の効果を上げるようなことになっていないからであります。

また、県外出張においても、その行動が市政に資するかどうか、これが大きな判断基準だと言っているけれども、本当に市政に資する出張であったのかどうか、ここをやっぱりしっかり判断をして実施していただかなければならない。

そういう意味では、私はこれまでの公用車の使用、あるいは旅費を伴う県外出張について、

それが私用であったのではないか、公務ではなかったと、この点をやはりきちっとチェックをしていただいて、市民の皆さんにご報告をいただきたい、このように思いますが、ご所見をお聞かせいただきたいと思います。

**西井議長** 阿古市長。

**阿古市長** ご指摘ありがとうございます。例えば、首長と企業の社長との違いを考えますと、各自治体の首長というのは、やはりその使うべき経費というのは税金なわけです。皆さん方のお金ですから、当然それは説明できるべき資料を残しとくというのが当然であると思います。条例の読み方によっては、確かに最高権力者である任命権者が、みずからの決裁をするというのは非常におかしなことであるけども、意味としてはやはり一般職員さんと同じように、やはり事務手続上の証拠書類を残しておく必要があるのではないかとという考えに立っております。

一般企業ですと、また違う考えもあるんですけども、ですから、その辺のやはり整理の仕方をしないといけないのかな。もし、条例上、不備があるとすれば、その辺を補うような変更も考えていかないといけないのかなとは思いますが。実務上は就任させていただきまして、ある一定の時期をもちまして、いろんな手続の仕方並びにその根拠となる書類の保存年数を変更させていただいているというのは実情でございます。過去においてのその事情につきまして、どの程度の書類が残っているのかを含めて検証はしていきたいと思っております。

以上でございます。

**西井議長** 持ち時間が過ぎております。

**白石議員** そしたら、しっかりとよろしく願いしておきたい、このように思います。

**西井議長** 白石栄一君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

**朝岡決算特別委員長** 議長。ただいまの白石栄一議員の一般質問と行政当局のご答弁を聞いておりまして、決算特別委員長として一言お伝えしたいことがございますので、発言の許可を議長の判断でお願いいたします。

**西井議長** それでは、決算特別委員長という立場ということで、発言を求めておられるということで認めます。7番、朝岡君。

**朝岡決算特別委員長** 発言の許可をいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいま白石栄一議員、そしてまた、その質疑に対して行政当局からさまざまなご答弁を聞かせていただきまして、このたびの内容について少しお願いがございます。今回、阿古市長さんが5日の初日に上程をいただきました平成28年度の決算認定に伴う議案、これにつきましては議会といたしまして、議会が決定をした予算が適正に執行されていたのかどうかを審査すると、これが議会の決算に対する意義でございます。しかしながら、今、お話を聞かせていただきますと、この平成28年度の決算に伴う支出済みの中で、先ほどのご答弁では明らかに場所が違う工事をいわゆる施工されて、その支出済みの金額が既に平成28年度の、今、上程を行っている決算審査の中身に入っているということを市長みずからお認めになられた発言がございました。よって、私は14日から決算特別委員会の委員長を仰せつかって、この

審査については、法に基づいてしっかりと審査をするという観点から、再度14日までの間に市長の方から議長に申し出をしていただいて、議会運営委員会等を開き、その中で、再度提案者としての説明と、そして、その協議を求める場をぜひともお願いいたしたい、このような思いでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**西井議長** 本日の日程は全て終了いたしました。次の本会議は9月25日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集お願いいたします。

なお、11日から15日までの間、各常任委員会、決算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時25分